

地方公共団体金融機構法第 36 条
第 3 項に基づく説明書類

事業年度 自 平成 21 年 4 月 1 日
(第 2 期) 至 平成 22 年 3 月 31 日

地方公共団体金融機構

目 次

【表紙】	1
第一部【法人情報】	2
第1【法人の概況】	2
1【主要な経営指標等】	2
2【沿革】	3
3【事業の内容】	8
4【従業員の状況】	11
第2【事業の状況】	12
1【業績等の概要】	12
2【対処すべき課題】	22
3【事業等のリスク】	30
4【経営上の重要な契約等】	32
5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析】	32
第3【設備の状況】	34
1【設備投資等の概要】	34
2【主要な設備の状況】	34
3【設備の新設、除却等の計画】	34
第4【機構の状況】	35
1【出資金等の状況】	35
2【役員の状況】	35
3【コーポレート・ガバナンスの状況】	36
第5【経理の状況】	40
【財務諸表等】	41
(1)【財務諸表】	41
①【貸借対照表】	41
②【損益計算書】	42
③【純資産変動計算書】	43
④【キャッシュ・フロー計算書】	45
⑤【附属明細表】	64
(2)【決算報告書】	67
(3)【主な資産及び負債の内容】	69
(4)【その他】	69
第6【機構の参考情報】	69
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	地方公共団体金融機構法第36条第3項に基づく説明書類
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第19条
【事業年度】	第2期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
【法人名】	地方公共団体金融機構 （旧法人名 地方公営企業等金融機構）
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities （旧英訳名 Japan Finance Organization for Municipal Enterprises）
【代表者の役職氏名】	理事長 渡 邊 雄 司
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園1番3号
【電話番号】	03 - 3539 - 2683
【事務連絡者氏名】	管理部長 井 上 宜 也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区日比谷公園1番3号
【電話番号】	03 - 3539 - 2683
【事務連絡者氏名】	管理部長 井 上 宜 也
【縦覧に供する場所】	主たる事務所のほかに該当ありません

（注）当機構は平成20年8月1日に設立され、平成20年10月1日に、地方公営企業等金融機構法（平成19年法律第64号。以下「機構法」という。）附則第9条第1項の規定に基づき、公営企業金融公庫の一切の権利及び義務（同条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して業務を開始いたしました。

また、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第10条）第5条の規定による機構法の改正により、平成21年6月1日から法人名を上記のとおり変更いたしました。

第一部【法人情報】

第1【法人の概況】

1【主要な経営指標等】

回次 決算年月		第1期 平成21年3月	第2期 平成22年3月
経常収益	(百万円)	291,330	558,528
経常利益	(百万円)	130,697	250,170
当期純利益	(百万円)	20,425	8,866
出資金	(百万円)	16,602	16,602
純資産額	(百万円)	53,087	60,613
総資産額	(百万円)	23,369,616	23,184,998
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	15,388	△5,520
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	472,635	△109,338
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△310,332	8,532
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	255,591	149,264
職員数	(人)	79	81

(注) 1. 当機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

2. 当機構の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 当機構の第1期は平成20年8月1日から平成21年3月31日までの8カ月となっております。

なお、平成20年10月1日に、機構法附則第9条第1項の規定に基づき、公営企業金融公庫（以下、「公庫」といいます。）の一切の権利及び義務（同条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して業務を開始しております。公庫から承継する資産及び負債の価額については、平成20年10月1日現在の時価等を基準として、総務大臣が任命する評価委員が評価した価額によることとされており、平成21年2月12日に開催された評価委員会において、承継する資産及び負債の価額が決定しております。

4. 公庫の出資金166億円（全額政府出資）については、公庫の廃止に伴い全額を国庫に返還しております。当機構の出資金は、全地方公共団体（都道府県・市区町村）の出資によるものであります。

2【沿革】

当機構は平成20年8月1日に設立され、機構法附則第9条第1項の規定に基づき、公庫の一切の権利及び義務（同条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して、平成20年10月1日に業務を開始いたしました。

なお、参考として、公庫の「沿革」を以下にあわせて記載しております。

(1) 地方公共団体金融機構

年月	事項
平成20年8月	機構法に基づき設立（8月1日）
平成20年10月	公庫の権利及び義務を承継し業務開始（10月1日）
平成21年6月	機構法の一部改正に伴い、地方公共団体金融機構へ改組（6月1日）

(2) 公営企業金融公庫

年月	事項
昭和32年6月	公営企業金融公庫法に基づき設立（6月1日）
昭和35年11月	農林漁業金融公庫から委託を受け受託貸付を開始
昭和41年4月	特別利率貸付制度を創設
昭和42年9月	国庫補給金の受入れ開始
昭和45年4月	地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部改正 （公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置）
昭和47年6月	公営企業金融公庫法の一部改正（地方道路公社と土地開発公社への貸付開始）
昭和53年5月	公営企業金融公庫法の一部改正 （一般会計の臨時三事業（地方道、河川等、高等学校整備）を貸付対象に追加）
昭和59年3月	外貨による公営企業債券の発行開始
平成元年6月	債券借換損失引当金制度を創設
平成2年6月	臨時特別利率制度を創設
平成9年9月	「特殊法人の整理合理化について」閣議決定（非常勤理事（1名）を追加、公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応（3年間で廃止））
平成13年4月	国庫補給金を廃止 利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設
平成13年6月	特殊法人等改革基本法成立
平成13年12月	特殊法人整理合理化計画策定、財投機関債の発行開始
平成14年12月	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」閣議決定
平成17年12月	「行政改革の重要方針」閣議決定（平成20年度に公庫廃止、資本市場等を活用した仕組みのあり方、廃止に向けた移行措置のあり方等）
平成18年5月	行政改革推進法成立
平成18年6月	「政策金融に係る制度設計」政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部決定
平成18年10月	地方六団体「公庫廃止後の新たな仕組みについての制度設計骨子案」提出
平成19年5月	機構法成立
平成19年6月	地方公共団体財政健全化法成立
平成20年3月	国の公債費負担軽減対策による補償金免除繰上償還等を実施（20年度まで）
平成20年10月	機構法に基づき解散（10月1日）

(政策金融改革と機構の設立)

特殊法人等改革につきましては、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」及び平成13年6月22日に施行された「特殊法人等改革基本法」に基づき、「特殊法人等整理合理化計画」が平成13年12月19日に閣議決定されました。

その後、公庫を含めた8つの政策金融機関に関しては、平成17年11月29日に経済財政諮問会議において「政策金融改革の基本方針」（以下「基本方針」という。）が取りまとめられるとともに、政府・与党において政策金融改革に関する4項目の合意（以下「政府・与党合意」という。）が行われました。

平成17年12月24日には、この基本方針及び政府・与党合意の内容を盛り込んだ「行政改革の重要方針」（以下「重要方針」という。）が閣議決定され、この重要方針を受け、平成18年5月26日に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立し、公庫を平成20年度に廃止するものとされました。

一方、平成18年6月27日に政府の政策金融改革本部及び行政改革推進本部において、「政策金融改革に係る制度設計」が決定され、地方公共団体は共同して資金調達のための新組織を自ら設立するとされたことを受けて、平成18年10月31日に公庫廃止後の新たな仕組みについての「地方案」が提出され、これらを踏まえて政府部内での検討が進められた結果、「地方公営企業等金融機構法案」が平成19年2月23日に閣議決定され、同日国会に提出されました。同法案の概要は以下のとおりであります。

地方公営企業等金融機構法案の概要

平成19年2月
総務省

「行革推進法」及び「政策金融改革に係る制度設計」に沿って、地方案の考え方も参考にしつつ立案

1. 目的

地方公営企業等金融機構（以下、機構という。）は、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその公営企業に係る地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 組織・ガバナンス

(1) 代表者会議

- ・ 最終的な意思決定を行う最高意思決定機関
- ・ 知事、市長、町村長の代表者に加え、同数の地方行財政、経済、金融、法律、会計に関する学識経験者で構成し、メンバーは地方三団体が選任

(2) 役員等

- ・ 理事長、副理事長、理事、監事を置く
- ・ 理事長、監事は代表者会議が任命、副理事長、理事は代表者会議の同意を得て理事長が任命

(3) 経営審議委員会

- ・ 外部性を有する第三者機関
- ・ 地方行財政、経済、金融、法律、会計に関する学識経験者で構成し、メンバーは代表者会議が任命
- ・ 融資チェック体制の確立のため、予算、事業計画、貸付に関する基本的事項等を審議
- ・ 理事長に対し、その諮問に応じ、又は独自に意見具申
- ・ 理事長はその意見を尊重する義務

(4) 外部監査

- ・ 監査法人等による外部監査制度の導入

3. 業務

- ・ 地方公共団体の公営企業及び臨時三事業に対し、長期・低利の資金を貸付
- ・ 貸付対象事業については、現公庫よりも絞り込み、重点化
- ・ 事業規模については、財政融資資金と並行して段階的に一定の縮減
- ・ 全体としての収支相償の原則の下、新機構の経営判断に基づいて、市場金利等を踏まえた適切な貸付金利を設定

4. 勘定分離

新たな業務に係る新勘定と、既往の資産・負債の管理を行う旧勘定を分離し、それぞれの損益を明確に区分

5. 財務基盤

(1) 出資

地方公共団体が全額出資

(2) 金利変動準備金

金利変動リスクに対応するため、金利変動準備金を設置

(3) 公営企業健全化基金

公営競技収益の均てん化に資するため、公営企業健全化基金を設置

6. 国の関与

(1) 基本的考え方

適法性をチェックするための必要最小限の関与に限定

(設立・定款認可、違法行為是正要求等)

(※) 現行の一般的監督権限、役員の任命・認可、予算等の認可、債券発行の認可等は廃止

(2) 旧勘定への関与

旧勘定は現公庫の債権管理及び借換債のため経過的に政府保証の付与を行うことから、公庫債権管理のための認可等(資金調達の基本方針、収支計画等)に限定

7. その他

- ・ 公営企業金融公庫は、平成 20 年 10 月に解散し、その一切の権利義務は、機構に承継(既往の政府出資は国に返還)
- ・ 政府は 10 年後を目途に、地方公共団体の民間からの資金調達の状況を勘案し、民間資金調達の補完を旨とした業務の重点化を図ることの重要性に留意しつつ、機構の自主的、一体的な経営を確立する観点から、業務のあり方全般の見直しを行うこととし、その際、総務大臣は地方六団体の意見を聴くこととする

本法案は平成 19 年 5 月 23 日に参議院において原案のとおり可決・成立いたしました。

なお、本法案については、衆議院総務委員会の審議において、次ページのとおり附帯決議がなされております。また、参議院総務委員会の審議においても衆議院とほぼ同旨の附帯決議がなされております。

機構法の成立後、機構の立ち上げに向けて、地方六団体において地方公営企業等金融機構発起人会を設置し、機構設立のための準備が進められ、平成 20 年 8 月 1 日に機構が設立されました。また、平成 20 年 10 月 1 日をもって公庫は廃止され、その権利及び義務を機構が承継し、同日から機構の業務が開始されました。

なお、機構の業務開始後間もない平成 20 年 10 月 30 日に政府・与党が決定した「生活対策」において、6,000 億円の地域活性化・生活対策臨時交付金を交付するという地方公共団体支援策が盛り込まれましたが、このうち 3,000 億円分の財源として、機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとされました。

この地方への還元は、機構法附則第 14 条の規定に基づくものであり、国庫納付を行ったとしても、公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するための必要な財務基盤が確保される見込みであることによるものであります。

地方公営企業等金融機構法案に対する附帯決議（平成 19 年 5 月 8 日 衆議院・総務委員会）

政府は、本法の具体的運用が、政省令や発起人、代表者会議等の決定に委ねられていることを踏まえ、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

- 一 地方公共団体の自主財源の充実強化に最大限の努力を行うとともに、地方債依存度の低下が図られるよう、広範な施策を講ずること。
- 二 地方財政計画及び地方債計画の策定に当たっては、地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）の業務の安定的な運営と市場の機構に対する信頼の確保に留意し、機構資金を公的資金の一環として位置付けること。また、機構の財務基盤については、市場の信認が得られるよう、その充実強化に努め、出資については、原則全ての地方公共団体が分担するよう、適切な助言に努めること。
- 三 機構の貸付対象となる公営企業の範囲を定める政令の制定、業務の重点化、平成 29 年度末を目途とする業務のあり方全般に係る検討に当たっては、機構が地方債資金の共同調達の機能を担う地方共同法人であることにかんがみ、地方公共団体のニーズを十分踏まえ、これを行うこと。また、検討結果に基づく措置を講ずるに当たっては、地方六団体の意見を最大限尊重するとともに、地方分権改革の方向性との整合性を確保すること。
- 四 機構の理事長の選任に当たっては、公募の活用等代表者会議が広く人材を求め選任するよう、適切な助言に努めること。併せて、機構に対する国家公務員の現役出向については、機構の要請を踏まえ、必要最小限とすること。
- 五 機構の貸付けに当たり、貸し手と借り手の同一性に基づくモラル・ハザードが生ずることを防止するため、審査体制を確立するとともに、企業会計原則に沿って財務諸表の作成・開示、貸付け等の業務運営に係る透明性・公平性・公正性を確保し、リスク管理に万全を期すよう、適切な助言に努めること。
- 六 公庫債権金利変動準備金等の額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回る金額の国への帰属、管理勘定廃止時の残余財産の国への帰属及び機構が解散した場合の残余財産の処分と国への帰属の取扱いについては、機構の財産が地方公共団体の寄与により形成された経緯を踏まえ、機構及び地方公共団体への意見を十分聴取して慎重に対処すること。

（地方公共団体金融機構への改組）

平成 20 年 10 月に政府・与党が決定した「生活対策」には、地方公共団体の支援策の一つとして、「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設について検討する」ことも盛り込まれました。総務大臣からの依頼を受けた地方財政審議会は、これに関する検討を行い、平成 20 年 12 月、地方公営企業等金融機構の機能拡充によって「一般会計債を含むすべての地方債の資金を自主的に貸し出すことができる地方共同の金融機構」を創設するよう提言を行いました。

この提言を踏まえ、政府において検討が進められた結果、地方公共団体の一般会計における長期かつ低利の資金調達を補完するため、地方公営企業等金融機構の貸付業務を拡充し、名称を地方公共団体金融機構へ変更すること等を盛り込んだ地方交付税法等の一部を改正する法律案が国会に提出されました。この法律案は国会での審議を経て、平成 21 年 3 月 31 日に公布され、6 月 1 日に施行されました。これに伴い、「地方公営企業等金融機構」は「地方公共団体金融機構」へと改組されました。

地方公共団体金融機構の創設について

「生活対策」に盛り込まれた地方公共団体支援策の一つである「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設」について、地方公営企業等金融機構（以下「現機構」という。）を改組することによりその実現を図る。

1. 一般会計への長期・低利の資金の貸付け

現機構の業務を見直し、貸付対象に一般会計を含めることにより、地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応できるものとする。

これに伴い、現機構の名称を地方公共団体金融機構に改める。

- ① 今回の見直しに際し、国及び地方公共団体に対して、新たな出資・政府保証は求めない。
- ② 地方公共団体のニーズを踏まえ、貸付対象、貸付期間、利率設定方式等について柔軟に対処する。
- ③ 内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動等に伴う地方財源不足の対処のため発行する地方債の資金調達について、弾力的に補完できる仕組みとする。

2. 平成 21 年度の貸付け

(1) 一般会計

地方公共団体が自主的・主体的に実施する一般単独事業について、平成 20 年度までの貸付対象である臨時 3 事業（地方道・河川・高等学校）見合い分等に加え、合併特例、防災対策、地域活性化事業を対象とし、5,121 億円を貸付け

(2) 公営企業会計

平成 21 年度の事業量を勘案し、8,209 億円を貸付け

(3) 臨時財政対策債への対応

臨時財政対策債の急増に対処し、長期の資金調達が困難な市町村分を中心に、5,000 億円を貸付け

3【事業の内容】

(1) 当機構の基本的な仕組み

(地方債資金の共同調達機関)

当機構は、主として政府保証のない一般担保付公募債である地方公共団体金融機構債（地方金融機構債）の発行により資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給することで、個々の地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完する役割を果たしております。

平成 21 年度貸付額 1 兆 2,906 億円、平成 21 年度末貸付金残高 22 兆 302 億円

平成 21 年度債券発行額 1 兆 9,449 億円、平成 21 年度末債券発行残高 18 兆 5,549 億円

(注) 債券発行に係る金額は額面ベース

なお、既往の政府保証債により調達した資金の借換えのために発行する債券については、引き続き政府保証が付されております。

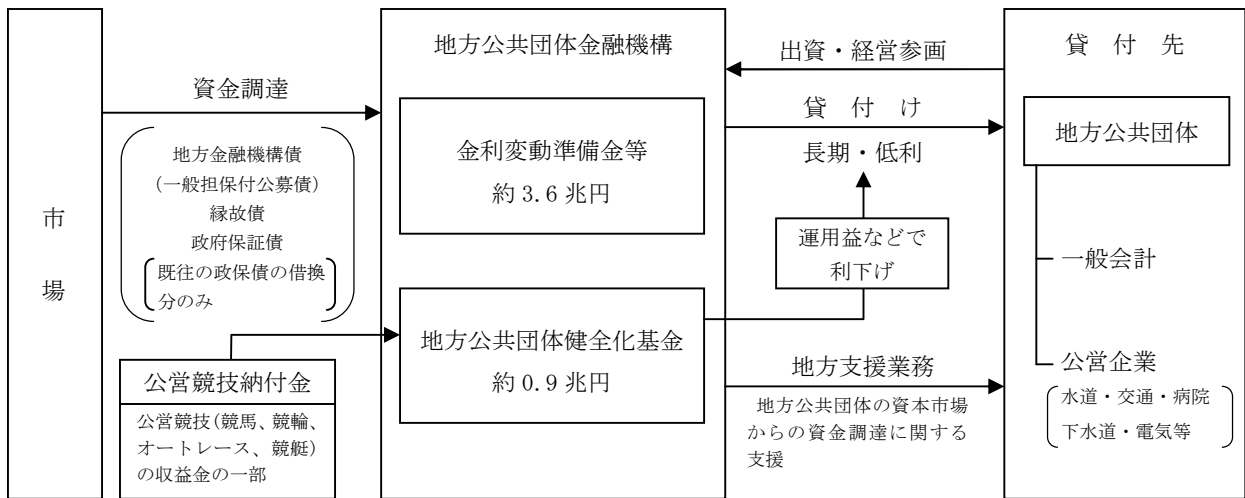
(金利変動準備金等)

当機構は、地方公共団体に対して最長 30 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は主として 10 年債の発行により調達しているため、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じております。そのため、債券借換え時の金利リスクへの対応に必要な財務基盤として、金利変動準備金等を設けております。

(健全化基金を活用した利下げ)

当機構は、公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の施行団体から収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立てており、その運用益を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行っております。

貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



(計数は平成 21 年度末現在)

(2) 業務の概要

① 貸付業務

(貸付対象)

当機構の貸付先は、地方公共団体のみとなっております。

平成 21 年 6 月の地方公共団体金融機構への改組により、これまで主として公営企業債であった貸付対象を、広く一般会計債に拡充しました。具体的には、平成 21 年度においては、地域活性化事業、防災対策事業、合併特例事業及び臨時財政対策債が新たに貸付対象となりました。

今後とも地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応していくこととしております。

なお、機構の貸付けは地方債計画に計上された公的資金として実施されるため、「長期貸付」の貸付対象は地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)の規定により総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得た地方債に限られます。

(貸付けの種類)

当機構の貸付業務は、地方公共団体に対し、長期、安定、低利の貸付を「一般貸付」として実施しております。

一般貸付を貸付期間により区別すると、「長期貸付」、起債同意(許可)の見込みが確実な事業に対して長期貸付までのつなぎ資金を同意(許可)前に貸し付ける「同意・許可前貸付」及び同一年度内に償還が行われる一時借入金の資金を貸し付ける「短期貸付」の 3 種類があります。

また、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う地方公共団体向けの「受託貸付」も行っております。

(貸付利率)

当機構の長期の貸付利率は、基準利率、特別利率及び臨時特別利率の 3 種類があります。

・ 基準利率

調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のそれぞれのキャッシュ・フローの割引現在価値とが等しくなるように定めた利率であります。

・ 特別利率、臨時特別利率

住民生活にとって特に重要な事業等について基準利率より優遇し設定する利率(基準利率-0.30%、-0.35%)であります。

なお、当機構の貸付利率については、同一償還条件の財政融資資金利率を下限としております。

(償還年限)

貸付対象に応じて設定している償還期限は、従来は最長 28 年(平均約 25 年)でしたが、平成 21 年 6 月の改組を契機に、貸付対象ごとの償還期限の見直しを行い、平成 21 年度同意(許可)債からは最長 30 年とするなど、全般的に償還期限を延長しております。

(貸付けの審査体制)

当機構では、地方債の同意(許可)手続きにより、事業の内容、適法性及び償還確実性等が確認されていることを前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しております。

・ 貸付団体・企業の確認

貸付予定及び貸付残高を有する地方公共団体・公営企業について、地方公共団体財政健全化法に定める健全化判断比率等を用いて、各団体の財政状況と各公営企業の経営状況を把握するとともに、必要に応じ都道府県の市区町村担当課等からヒアリングを実施いたします。

・ 貸付時における確認

貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査いたします。

・ 貸付後の確認

貸付後、現地調査を行い、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、財政状況・経営状況を把握いたします。

(公営競技納付金等による利下げ)

特別利率、臨時特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金により積み立てられた地方公共団体健全化基金の運用益及び自己財源により賄われることとなります。

公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技(競輪、競馬、オートレース、競艇)の収益の均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れるもので、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を貸付利率の引き下げの財源として活用しております。

最近の公営競技納付金等の推移は次のとおりであります。

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
公営競技納付金(億円)	149	109	106	90	107	141	△ 81	85
地方公共団体健全化基金(億円)	8,558	8,606	8,676	8,739	8,843	8,997	8,947	9,069
公営競技開催権を有する団体数	316	299	293	260	225	210	210	210
納付団体数	213	212	205	190	180	161	142	85

(注) 平成20年度開催分の公営競技から、確定した決算により算定した納付金額を開催翌年度の11月30日まで一括して納付することとなったため、納付制度の切り替えにあたる平成20年度の納付金は、マイナスとなっております。

②地方支援業務

地方のニーズを踏まえ、地方公共団体の資金調達が効率的に行えるようにするため、次の支援を実施いたしました。

・調査研究・情報提供

調査研究事業として、国内における各地方公共団体の銀行等引受債(縁故債)の実態に関する分析や、諸外国の地方債制度や地方債共同発行機関の実態等について、調査を実施しております。

また、地方公営企業調査研究の成果について、情報提供を行いました。

・人材育成

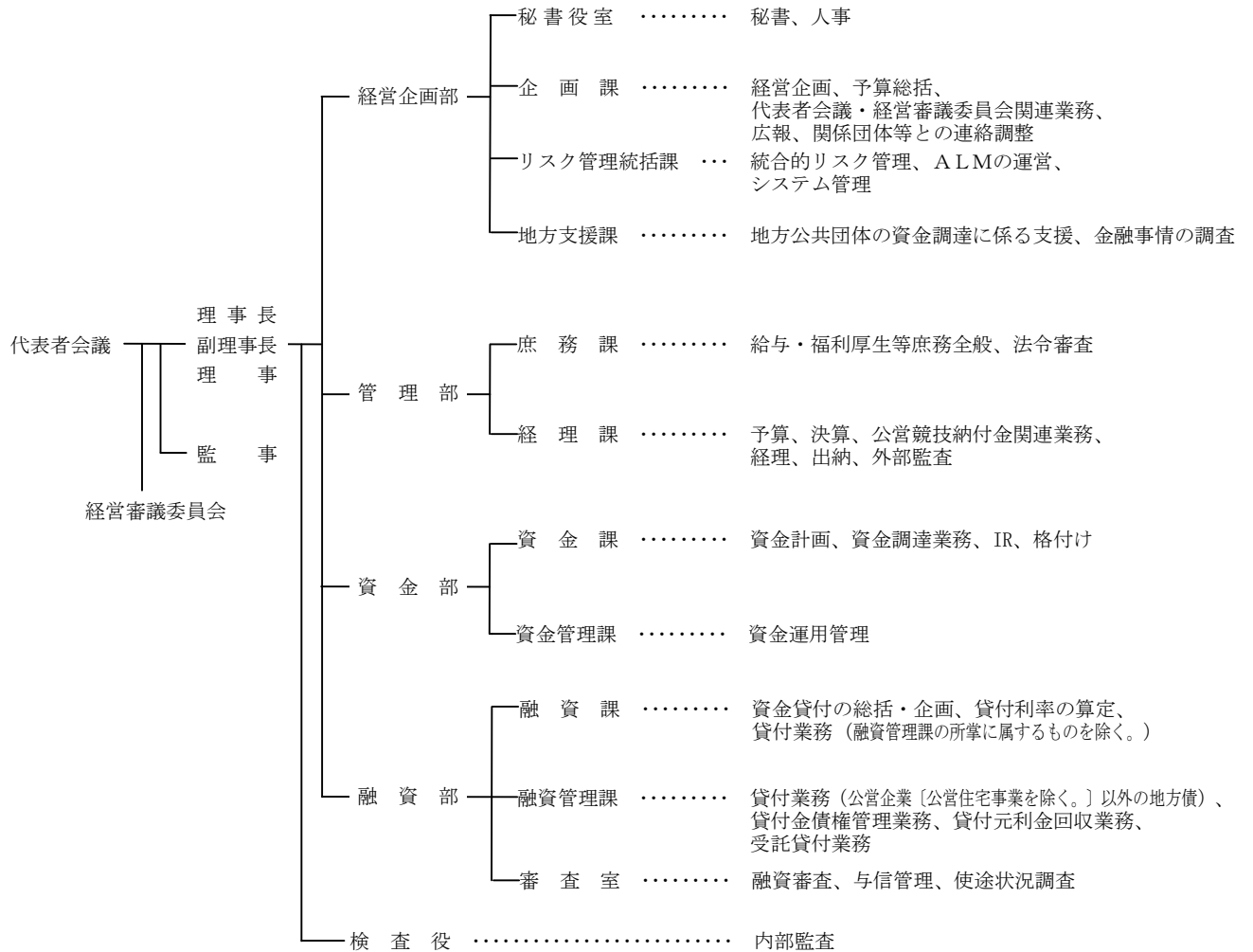
全国市町村国際文化研修所と公営企業連絡協議会とが共催する研修への後援を実施いたしました。また、地方公共団体から機構に派遣されている職員を中心に、金融経済に関する研修を実施するなど、地方公共団体職員の金融関連業務に係る実務能力の育成を行っております。

・資金調達に係る実務支援

住民参加型市場公募債の発行支援事業として、住民公募債の発行に関する広報パンフレットの作成、住民や投資家に対するIR事業等に係る経費助成の他、各団体のニーズを把握しながら、適切な情報提供、人的支援を実施いたしました。

また、地方債関係団体や市場公募債発行団体との合同IRを国内外で実施いたしました。

(参考) 組織図及び事務分掌 (平成 22 年 4 月 1 日現在)



4 【従業員の状況】

平成 22 年 3 月現在における当機構の職員数は、81 人となっております。なお、職員の給与の支給基準については、一般職の国家公務員の給与に準ずることとしております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

①業績

当事業年度の業績は以下のとおりであります。

(当事業年度の損益状況)

経常収益は5,585億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益5,583億円であります。また、経常費用は3,083億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用2,973億円であります。

この結果、経常利益は2,501億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰り入れに伴う公庫債権金利変動準備金取崩額2,200億円と、公庫時代の貸付けに係る当事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額150億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円と、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額2,563億円を特別損失として計上しております。

この結果、当事業年度の機構全体の当期純利益は88億円となっております。なお当期純利益の勘定別の内訳は、一般勘定が45億円、管理勘定が43億円となっております。

(当事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の23兆1,849億円、負債の部につきましては債券等の23兆1,243億円、純資産総額につきましては地方公共団体出資金等606億円を計上しております。

(キャッシュ・フローの状況)

当事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが55億円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローは1,093億円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローは85億円の収入となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は1,492億円となりました。

②貸付業務の概要

(地方債計画の概要)

平成21年度地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、地域の活性化に積極的に取り組むとともに、生活関連基盤の整備を計画的に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定されました。

併せて、地方公共団体の資金ニーズへの適時・適切な対応が可能となるよう、地方公共団体金融機構を創設(地方公営企業等金融機構の改組)し、一般会計についても貸付対象とすることとされ、平成21年度においては、地域活性化事業債、防災対策事業債、合併特例事業債及び臨時財政対策債が新たに貸付けの対象とされました。

また、国の平成21年度補正予算(第1号)に追加計上された公共投資を円滑に実施するため、公的資金等の所要額の確保を図ることとして、平成21年6月15日に改定されました。

その結果、平成21年度の地方債計画は、総額14兆5,844億円規模とされ、そのうち一般会計債は6兆4,012億円、公営企業債は2兆4,646億円、臨時財政対策債は5兆1,486億円が計上されました。

地方債計画における機構資金の額は、一般会計債、公営企業債及び臨時財政対策債について、1兆8,830億円が計上されました。

(貸付計画)

平成21年度の貸付計画は、1兆4,290億円(当年度分6,470億円、過年度分7,820億円)といたしました(地方債計画の改定に伴う改定後数値)。

(貸付けの概況)

・長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、7,535件、1兆2,906億64百万円(当年度分8,078億69百万円、過年度分4,827億95百万円)の貸付けを行いました。

団体種別貸付状況は、市及び特別区に対するものが最も多く、45.7%を占めております。

同意・許可前貸付については、貸付けを行わなかったところであります。

- ・短期貸付

短期貸付については、貸付けを行わなかったところであります。

- ・受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

（株）日本政策金融公庫から委託を受けて行った受託貸付については、34億52百万円の貸付けを行いました。

（元利金回収及び貸付残高の状況）

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還（交通事業の地下鉄事業特例債については半年賦元金均等償還、地域開発事業の臨海土地造成、内陸工業用地等造成に係るものについては満期一括償還）の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っております。平成21年度の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金374,324件、1兆4,631億78百万円、利息451,581件、5,537億10百万円を収納したほか、繰上償還として元金261件、125億47百万円及びこれに伴う利息261件、7百万円を収納しました。

繰上償還の理由は、旧公庫資金により取得した資産の処分に伴うもの等であります。

平成22年3月末における公社貸付を含む長期貸付残高は224,732件、22兆302億27百万円で、その事業別残高は17ページの表のとおりであります。

また、平成22年3月末における受託貸付残高は27,404件、3,595億19百万円であります。

平成 21 年度地方債計画資金区分（改定後）

（単位：億円）

項 目	平成 21 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 一般公共事業	24,113	10,940		13,173
2 公営住宅建設事業	1,532	663	258	611
3 災害復旧事業	372	372		
4 教育・福祉施設等整備事業	6,388	3,540		2,848
(1) 学校教育施設等	2,313	1,300		1,013
(2) 社会福祉施設	252	178		74
(3) 一般廃棄物処理	1,153	1,045		108
(4) 一般補助施設等	1,970	1,017		953
(5) 施設（一般財源化分）	700			700
5 一般単独事業	24,564	442	5,025	19,097
(1) 一般	4,696	10	134	4,552
(2) 地域活性化	683		209	474
(3) 防災対策	972		301	671
(4) 合併特例	9,500		2,336	7,164
(5) 地方道路等	8,713	432	2,045	6,236
6 辺地及び過疎対策事業	3,256	3,256		
(1) 辺地対策	499	499		
(2) 過疎対策	2,757	2,757		
7 公共用地先行取得等事業	487			487
8 行政改革推進	3,200			3,200
9 調 整	100			100
計	64,012	19,213	5,283	39,516
二 公営企業債				
1 水道事業	3,594	1,807	1,576	211
2 工業用水道事業	292	82	144	66
3 交通事業	2,500	524	816	1,160
4 電気事業・ガス事業	36	22	14	
5 港湾整備事業	555	216	53	286
6 病院事業・介護サービス事業	2,394	907	735	752
7 市場事業・と畜場事業	128	74	50	4
8 地域開発事業	1,339			1,339
9 下水道事業	13,678	4,349	5,142	4,187
10 観光その他事業	130		17	113
計	24,646	7,981	8,547	8,118
合 計	88,658	27,194	13,830	47,634
三公営企業借換債				
四 臨時財政対策債	51,486	15,446	5,000	31,040
五 退職手当債	5,700			5,700
総 計	145,844	42,640	18,830	84,374

平成 21 年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	貸 付 額			
		当年度分	過年度分	総 額	構成比
一般会計債					
公営住宅事業	25,800	52	16,324	16,376	1.3
一般事業	13,400	6,840	8,465	15,305	1.2
地方道路等整備事業（臨時事業分）	237,800	176	114,804	114,980	8.9
地域活性化事業	200	64	0	64	0.0
防災対策事業	300	97	0	97	0.0
合併特例事業	2,300	11,440	0	11,440	0.9
計	279,800	18,669	139,593	158,262	12.3
公営企業債					
水道事業（上水道）	148,200	117,528	21,783	139,311	10.8
（簡易水道）	17,700	4,693	11,140	15,833	1.2
交通事業（一般交通）	5,900	5,088	95	5,183	0.4
（都市高速鉄道）	79,100	30,976	14,988	45,964	3.6
病院事業	72,700	49,562	3,734	53,296	4.1
下水道事業	498,000	122,645	283,965	406,610	31.5
工業用水道事業	14,200	6,798	908	7,706	0.6
電気事業（水力発電を除く）	700	0	408	408	0.0
（水力発電）	100	257	38	295	0.0
ガス事業	700	972	67	1,040	0.1
介護サービス事業	700	0	198	198	0.0
市場事業	3,900	92	1,486	1,578	0.1
と畜場事業	200	0	59	59	0.0
駐車場事業	400	1,613	0	1,613	0.1
小 計	842,500	340,225	338,870	679,094	52.5
港湾整備事業	5,800	160	3,929	4,090	0.3
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	900	20	403	423	0.1
小 計	6,700	180	4,333	4,513	0.4
計	849,200	340,405	343,202	683,607	52.9
臨時財政対策債	300,000	448,795	0	448,795	34.8
合 計	1,429,000	807,869	482,795	1,290,664	100.0

(注1) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

(注2) 過年度分の地方道路等整備事業（臨時事業分）、一般事業はそれぞれ、臨時地方道、臨時河川等及び臨時高等学校の数値であります。

平成 21 年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	平成 21 年度貸付額	
	金額	構成比
都道府県	383,831	29.7
政令指定都市	211,234	16.4
市及び特別区	589,230	45.7
町村	83,768	6.5
企業団・組合等	22,601	1.7
計	1,290,664	100.0

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

平成21年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	373,142	1,445,166	450,342	549,439
公社貸付	1,182	18,012	1,239	4,271
計	374,324	1,463,178	451,581	553,710
長期貸付繰上償還				
一般貸付	242	10,042	242	6
公社貸付	19	2,505	19	1
計	261	12,547	261	7
同意(許可)前貸付償還	-	-	-	-
短期貸付償還	-	-	-	-
計	374,585	1,475,725	451,842	553,717

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

平成21年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公営住宅建設事業	616,914	2.8	と畜場事業	6,413	0.0
一般事業	6,840	0.0	駐車場事業	91,941	0.4
臨時河川等整備事業	237,816	1.1	港湾整備事業	106,689	0.5
臨時高等学校整備事業	85,753	0.4	観光施設事業	7,927	0.0
地方道路等整備事業	176	0.0	産業廃棄物処理事業	10,935	0.1
臨時地方道整備事業	4,324,601	19.6	地域開発事業	48,938	0.2
地域活性化事業	64	0.0	臨時財政対策債	448,795	2.1
防災対策事業	98	0.0	一般貸付計	21,871,311	99.3
合併特例事業	11,440	0.1			
水道事業	4,236,328	19.2			
一般交通事業	24,575	0.1	道路公社	158,916	0.7
都市高速鉄道事業	1,438,433	6.5	公社貸付計	158,916	0.7
病院事業	561,216	2.6			
下水道事業	9,119,223	41.4			
工業用水道事業	262,227	1.2	合計	22,030,227	100.0
電気事業	67,044	0.3			
ガス事業	42,251	0.2			
介護事業	25,132	0.1			
市場事業	89,541	0.4			

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

平成 21 年度末の都道府県別貸付残高

(単位：件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	252	129,406	5,044	808,484	7,698	220,844	337	28,114			13,331	1,186,849
青森	217	51,733	1,836	231,410	1,300	41,450	112	15,247	3	60	3,468	339,900
岩手	230	79,383	2,513	241,888	754	30,346	72	4,305			3,569	355,922
宮城	359	110,105	3,966	382,035	2,301	64,942	93	11,776	19	2,950	6,738	571,808
秋田	227	45,691	4,463	206,375	1,190	18,541	6	80			5,886	270,687
山形	278	66,320	2,584	206,156	1,869	38,953	116	2,713	10	162	4,857	314,303
福島	303	56,883	3,395	271,473	2,875	66,587	184	25,403	3	371	6,760	420,717
茨城	467	128,112	5,754	314,684	1,192	34,299	191	20,204	4	1,050	7,608	498,350
栃木	171	54,850	3,077	229,133	884	26,421	3	3,895	19	1,521	4,154	315,820
群馬	293	78,351	3,500	198,663	1,662	37,285	40	7,358			5,495	321,657
埼玉	217	235,097	5,087	469,149	1,499	39,055	222	20,310	16	2,580	7,041	766,192
千葉	444	161,742	4,141	453,855	749	19,443	397	59,634	15	3,582	5,746	698,257
東京	139	234,533	1,689	205,307	228	6,363	18	15,443			2,074	461,646
神奈川	242	166,098	2,435	968,258	810	26,318	78	139,230	5	1,655	3,570	1,301,559
新潟	259	59,465	8,072	487,031	820	20,217	137	15,892			9,288	582,605
富山	301	64,040	3,396	216,337	431	23,753	115	11,239	23	1,422	4,266	316,790
石川	193	43,301	2,551	238,834	1,191	51,782	11	1,618	10	1,272	3,956	336,807
福井	284	70,286	1,953	112,657	930	20,278	80	5,316	2	21	3,249	208,559
山梨	148	58,572	3,042	123,962	1,049	18,252	144	6,923	2	455	4,385	208,163
長野	237	68,188	4,272	351,201	2,996	88,764	178	12,920	28	3,386	7,711	524,457
岐阜	171	64,430	4,155	246,422	1,115	34,772	1	29	8	623	5,450	346,275
静岡	368	106,941	4,477	408,060	522	17,361	81	13,741	25	2,087	5,473	548,189
愛知	329	212,572	4,781	790,186	997	27,054	135	9,371	59	48,424	6,301	1,087,608
三重	440	97,586	3,652	241,388	944	26,362	27	3,355	7	127	5,070	368,817
滋賀	226	65,142	3,908	233,771	506	12,577	74	4,463	10	1,198	4,724	317,150
京都	218	62,759	3,035	470,821	879	23,978	5	3,541	17	2,266	4,154	563,365
大阪	381	194,700	4,526	1,343,603	696	19,888	33	1,630	77	24,310	5,713	1,584,130
兵庫	331	202,949	7,033	865,570	1,584	71,649	266	73,054	89	17,948	9,303	1,231,170
奈良	252	92,907	2,116	126,244	1,593	39,668	2	246	7	4,426	3,970	263,491
和歌山	124	26,909	1,305	130,344	956	37,458	14	2,191	2	10	2,401	196,913
鳥取	180	27,368	1,298	96,537	1,787	47,842	22	992			3,287	172,738
島根	216	56,832	2,091	186,449	477	21,233	41	2,287			2,825	266,800
岡山	334	145,922	4,484	409,386	1,210	33,899	106	30,426			6,134	619,633
広島	404	124,674	4,182	578,352	873	29,483	2	990	18	10,422	5,479	743,921
山口	450	88,828	4,092	203,062	477	11,826	144	12,360	4	543	5,167	316,620
徳島	218	52,551	1,160	87,259	695	22,315	3	187			2,076	162,311
香川	250	42,131	2,051	100,665	769	18,490	6	427			3,076	161,713
愛媛	150	28,247	2,208	193,039	540	16,859	13	853			2,911	238,998
高知	145	25,619	1,226	122,514	535	14,988	4	12,691	7	324	1,917	176,135
福岡	131	83,585	4,027	872,980	1,497	67,402	218	25,160	36	20,870	5,909	1,069,997
佐賀	34	16,111	1,428	123,130	518	24,176	112	14,316	2	103	2,094	177,836
長崎	154	33,686	2,435	208,942	523	16,374	19	1,882	15	1,769	3,146	262,653
熊本	203	33,145	2,773	238,030	1,333	37,195	31	2,787	11	336	4,351	311,493
大分	130	42,049	2,068	142,708	132	3,745			11	1,570	2,341	190,071
宮崎	197	46,067	2,000	166,695	681	20,759	3	184			2,881	233,704
鹿児島	168	73,631	2,284	175,217	728	16,634	4	1,093	7	1,074	3,191	267,649
沖縄	231	67,344	1,237	68,454	734	12,118	34	1,882			2,236	149,798
合計	11,696	4,076,840	152,802	15,546,719	55,729	1,619,994	3,934	627,758	571	158,916	224,732	22,030,227

(注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け(107件、30,797百万円)を含みます。
 2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

③資金調達状況

平成21年度における地方金融機構債（政府保証のない一般担保付公募債）の発行総額は7,210億円（額面）であり、その内訳は10年債3,050億円、20年債2,300億円、その他債（FLIP）1,860億円となっております。なお、地方公務員共済組合連合会の引受による縁故債の発行額は10年債4,000億円（額面）となっております。

また、公庫から承継した債権の管理を円滑に行うため、既往の政府保証債の借換えについて、政府保証債10年債8,239億100万円（額面）を発行しました。

この結果、公庫から承継した債券も含め、機構債券の平成21年度末発行残高は18兆5,549億円（額面）となっております。

なお、平成21年度の機構債券の発行条件は、以下のとおりであります。

（注）FLIP（Flexible Issuance Program：柔軟な起債運営）

FLIPは、所定の証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

平成21年度債券発行状況

地方公営企業等金融機構債

（地方金融機構債）

区分 回数	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
第3回	10年	300	1.650	100.00	21.4.28	31.4.26
第4回	10年	300	1.593	100.00	21.5.28	31.5.28
第2回	20年	350	2.290	100.00	21.4.30	41.4.27

償還方法：満期一括償還

（縁故債）

区分 回数	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
A号第1回	10年	600	1.73	100.00	21.4.30	31.4.30
A号第2回	10年	600	1.69	100.00	21.5.26	31.5.24

償還方法：満期一括償還

（政府保証債）

区分 回数	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
第7回	10年	700	1.4	99.65	21.4.15	31.4.15
第8回	10年	700	1.5	100.00	21.5.25	31.5.24

償還方法：満期一括償還

地方公共団体金融機構債

(地方金融機構債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
第1回	10年	250	1.648	100.00	21.6.18	31.6.28
第2回	10年	250	1.406	100.00	21.7.21	31.7.26
第3回	10年	250	1.573	100.00	21.8.20	31.8.28
第4回	10年	250	1.457	100.00	21.9.17	31.9.27
第5回	10年	250	1.395	100.00	21.10.22	31.10.28
第6回	10年	250	1.518	100.00	21.11.24	31.11.28
第7回	10年	200	1.362	100.00	21.12.17	31.12.27
第8回	10年	250	1.453	100.00	22.1.22	32.1.28
第9回	10年	250	1.476	100.00	22.2.19	32.2.28
第10回	10年	250	1.424	100.00	22.3.18	32.3.27
第1回	20年	300	2.266	100.00	21.6.25	41.6.28
第2回	20年	350	2.266	100.00	21.8.13	41.8.28
第3回	20年	350	2.120	100.00	21.10.16	41.10.26
第4回	20年	300	2.120	100.00	21.12.10	41.12.28
第5回	20年	450	2.220	100.00	22.1.22	42.1.28
第6回	20年	200	2.242	100.00	22.3.18	42.3.28
F1回	8年	250	1.141	100.00	21.7.22	29.6.20
F2回	18年	100	2.077	100.00	21.7.23	39.7.28
F3回	16年	100	1.993	100.00	21.7.27	37.7.28
F4回	21年	50	2.200	100.00	21.9.17	42.9.27
F5回	17年	70	2.016	100.00	21.9.30	38.9.28
F6回	19年	50	2.138	100.00	21.9.25	40.9.28
F7回	7年	60	0.960	100.00	21.10.27	28.10.28
F8回	26年	40	2.317	100.00	21.10.29	47.10.29
F9回	27年	40	2.327	100.00	21.10.29	48.10.29
F10回	28年	40	2.332	100.00	21.10.29	49.10.29
F11回	17年	40	2.049	100.00	21.10.29	38.10.28
F12回	12年	30	1.682	100.00	21.10.30	33.10.28
F13回	19年	60	2.160	100.00	21.10.30	40.10.27
F14回	19年	70	2.186	100.00	21.11.24	40.11.28
F15回	9年	250	1.259	100.00	21.12.3	30.9.20
F16回	17年	100	2.042	100.00	22.1.7	39.1.7
F17回	12年	40	1.625	100.00	22.1.29	34.1.28
F18回	8年	260	1.139	100.00	22.2.4	30.3.20
F19回	8年	110	1.141	100.00	22.3.26	30.8.28
F20回	9年	100	1.280	100.00	22.3.29	31.3.20

償還方法：満期一括償還

(縁故債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
A号第1回	10年	300	1.53	100.00	21.7.31	31.7.31
A号第2回	10年	300	1.48	100.00	21.10.30	31.10.30
A号第3回	10年	400	1.44	100.00	21.11.30	31.11.29
A号第4回	10年	600	1.45	100.00	22.1.29	32.1.29
A号第5回	10年	600	1.45	100.00	22.2.26	32.2.26
A号第6回	10年	600	1.42	100.00	22.3.23	32.3.23

償還方法：満期一括償還

(政府保証債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
第1回	10年	700	1.5	99.25	21.6.15	31.6.14
第2回	10年	700	1.4	99.90	21.7.15	31.7.12
第3回	10年	700	1.5	99.90	21.8.17	31.8.16
第4回	10年	700	1.3	99.35	21.9.14	31.9.13
第5回	10年	700	1.2	99.15	21.10.20	31.10.18
第6回	10年	700	1.4	99.15	21.11.18	31.11.18
第7回	10年	700	1.2	99.35	21.12.14	31.12.13
第8回	10年	700	1.3	99.25	22.1.20	32.1.20
第9回	10年	600	1.4	100.00	22.2.16	32.2.14
第10回	10年	639.1	1.3	99.40	22.3.15	32.3.13

償還方法：満期一括償還

2【対処すべき課題】

当機構は、「地方の、地方による、地方のための地方債資金共同調達機関」として、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行することとしております。

(1) 地方共同法人にふさわしいガバナンス（企業統治）の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを目指します。

(2) 地方の金融ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の金融ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開することを目指します。

(3) 資本市場における確固たる信認の獲得

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を獲得し、有利な資金調達を安定的に実現することを目指します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

これを踏まえた、平成22年度経営計画並びに平成22年度事業計画、資金計画、予算及び収支に関する中期的な計画の抜粋については、下記のとおりであります。

①平成22年度経営計画

I 平成22年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

2. 平成22年度貸付計画の概要

平成22年度地方債計画における機構資金の計上額（21,590億円）等を踏まえ、19,331億円を計上。（対前年度比5,176億円、36.6%の増。）（詳細は別表のとおり。）

3. 貸付条件

上記の貸付計画を踏まえ、貸付利率、償還年限等の貸付条件を適切に設定し貸付けを行う。

4. 審査

市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施するものとする。

5. 公債費負担対策の実施

国の公債費負担対策の一環として、旧公庫資金について、平成22年度から平成24年度までの3年間で総額3,200億円以内の補償金免除繰上償還を行うこととし、平成22年度においては、1,000億円程度の補償金免除繰上償還（うち公営企業借換債300億円）を実施する。

平成22年度事業別貸付計画

(単位：億円)

事業等名	区分	平成22年度 地方債 計画額	貸付計画額			翌年度への 繰越予定額	参考 〔平成21年度 貸付計画額 当初〕
			当年度分	過年度分	合計		
一般会計債	公営住宅事業	207	2	191	193	184	258
	社会福祉施設整備事業	142	1	—	1	127	—
	一般事業	236	2	99	101	210	134
	地域活性化事業	143	1	155	156	128	2
	防災対策事業	248	2	222	224	221	3
	合併特例事業	1,956	18	1,725	1,743	1,743	23
	地方道路等整備事業	2,049	19	1,509	1,528	1,825	2,378
計		4,981	45	3,901	3,946	4,438	2,798
臨時財政対策債		8,260	5,782	2,105	7,887	2,478	3,000
(一般会計債等分計)		13,241	5,827	6,006	11,833	6,916	5,798
公営企業債	水道事業(上水道)	1,300	468	708	1,176	702	1,461
	(簡易水道)	155	56	85	141	83	174
	交通事業(一般交通)	80	29	33	62	43	58
	(都市高速鉄道)	891	321	376	697	481	781
	病院事業	827	298	369	667	446	718
	下水道事業	4,240	1,524	2,588	4,112	2,292	4,893
	工業用水道事業	143	52	72	124	77	140
	電気事業(水力発電を除く)	27	10	3	13	14	7
	(水力発電)	4	2	1	3	2	1
	ガス事業	30	11	4	15	16	7
	介護サービス事業	2	1	1	2	1	7
	市場事業	283	102	23	125	153	38
	と畜場事業	19	7	2	9	10	2
	駐車場事業	1	0	1	1	1	4
小計	8,002	2,881	4,266	7,147	4,321	8,291	
港湾整備事業	43	16	27	43	23	57	
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	4	1	7	8	2	9	
小計	47	17	34	51	25	66	
計	8,049	2,898	4,300	7,198	4,346	8,357	
公営企業借換債		300	300	—	300	—	—
合計		21,590	9,025	10,306	19,331	11,262	14,155

注1) 事業等は、平成22年度地方債計画に基づき区分した。

注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として以下のとおり算定した。

・当年度分

一般会計債については地方債計画額の1%相当額、臨時財政対策債については地方債計画額の70%相当額、公営企業債については地方債計画額の40%相当額を基礎として、過去の貸付実績等を勘案し計上した。公営企業借換債については、地方債計画額の全額を計上した。

・過年度分

平成22年度に貸付けが見込まれる前年度からの繰越分を計上した。

Ⅱ 平成 22 年度の債券発行について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 平成 22 年度債券発行計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における政府保証のない公募機構債の発行を基本とするとともに、地方公務員共済組合連合会の引受による縁故債の発行を組み合わせで行うこととし、平成 22 年度においては、政府保証のない公募機構債を 9,000 億円、縁故債を 4,000 億円を発行する予定。

(2) 公営公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、平成 22 年度においては、7,500 億円（うち外債 1,000 億円）を発行する予定。

3. 機構債券発行の基本的スタンス

必要な資金を安定的に資本市場から調達するため、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を維持しながら債券発行を行う。

(1) 資金調達手段の多様化

① 資本市場のニーズに合致した債券発行

安定的な資金調達を行っていく観点から、10 年債の発行を中心としつつ、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理の観点や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な債券発行に努める。

② 債券発行の手法

債券発行を行うに当たっては、特に 10 年債について、定例的な発行により継続的な投資家需要の確保を図るとともに、FLIP (Flexible Issuance Program) の活用により、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた債券発行を行う。

③ 多様な市場における債券発行

公営公庫時代に培った JFM ブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

② 積極的な IR の実施

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、機構に対する確固たる信認が維持できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等の IR を積極的に実施する。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対する IR についても積極的に実施する。

③ 半期ごとの債券発行計画の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう、平成 22 年 3 月及び 9 月に、上半期及び下半期の債券発行計画の公表を実施する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

Ⅲ 平成 22 年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するため、金利リスクをはじめとする機構の様々なリスクを適切に管理するほか、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の運用及び評価を行う。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各部門から独立したリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構においては、資金調達は 10 年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長 30 年の元利均等償還貸付と、貸付けと調達の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適切に実施しながら、金利変動準備金により対応することを基本に、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からのALMを実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM委員会においてALM運営方針を定め、アウトライヤー比率やデュレーションギャップ等を活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、四半期毎にモニタリングを行うことにより、ALMの内容を適切に経営判断に反映させる。

3. 内部統制の基本スタンス

機構の基盤強化のためのインフラ整備の一環として、機構の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行うとともに、その評価を実施する。

また、法令に基づき、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

Ⅳ 平成 22 年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

今後発行市場の自由化が一層進展すると想定されるなど、地方債を取り巻く環境が大きく変化する中で、地方公共団体がこうした環境変化に的確に対応し、資本市場からの資金調達を効率的に行っていくために、機構職員が地方公共団体に直接出向く JFM キャラバン等を通じて地方公共団体等のニーズを十分に把握しながら、「調査研究・情報提供」、「人材育成」、「資金調達に係る実務支援」の 3 分野にわたり必要な支援を実施する。

なお、平成 23 年度以降の事業の本格的な展開を目指し、平成 22 年度までを「地方支援業務の事業展開の基盤づくり」の時期と位置付け、事業を展開する。

2. 平成 22 年度における具体的な事業展開について

平成 23 年度以降の本格的な展開に向け、平成 22 年度中に地方支援業務の具体的な実施計画を策定する。

「調査研究・情報提供」、「人材育成」、「資金調達に係る実務支援」の 3 分野における具体的な平成 22 年度実施予定事業は以下のとおり。

(1) 「調査研究・情報提供」分野

地方債の継続的な分析及び定点観測を実施するため、国内における各地方公共団体の銀行等引受債（縁故債）等の実態に関する分析や、諸外国（米・英・仏・独・スウェーデン）の地方債に係る制度・運用（地方債市場に係るものを含む）について調査・とりまとめ等を行い、その成果を地方公共団体に対し情報提供するほか、引き続き地方公営企業に関する調査研究の成果について情報提供する。

(2) 「人材育成」分野

地方自治関係団体が地方公共団体職員に対して実施する研修会等のサポートや、平成 20 年度より実施している O J T 研修を引き続き実施するとともに、地方公共団体職員の金融関連業務に係る実務能力の育成を図るため、地方公共団体の職員向けに新たな実務研修を実施する。

(3) 「資金調達に係る実務支援」分野

住民参加型市場公募地方債について、新規発行や新たな取組みを行う地方公共団体に対し、アドバイザーの派遣や助成を行うとともに、地方債関係団体や市場公募債発行団体との合同 I R を実施するなど、個別の地方公共団体の資金調達について、具体的な実務支援を行う。

V 平成 22 年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

貸付業務や地方支援業務、債券発行等の資金調達を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、漸次、組織・体制の充実強化を図っていく。

2. 平成 22 年度における組織・体制の充実強化

- (1) 地方支援業務の企画及び実施体制を強化するため、経営企画部の「調査室」を改組し、新たに地方支援業務を専任する「地方支援課」を設ける。
- (2) 機構におけるリスク管理及びシステム管理の高度化等に統合的かつ的確に対応するため、経営企画部の「リスク管理統括室」を「リスク管理統括課」に拡充する。
- (3) 貸付対象の拡大に伴う貸付審査の充実、資金調達や資金管理事務の高度化・多様化への対応及び財務報告に係る内部統制の強化への対応等の観点から、民間金融機関等からの人材の積極的な登用に努めるとともに、地方三団体等とも調整し、その協力を得ながら、必要な職員確保を図る。

②平成22年度事業計画

- 1 平成 22 年度における貸付金は、1,933,100 百万円を予定している。
- 2 平成 22 年度における貸付回収金は、1,595,170 百万円を予定している。
- 3 平成 22 年度における地方公共団体金融機構債券の発行は、非政府保証機構債（公募債及び縁故債）1,300,000 百万円、政府保証機構債 750,000 百万円、合計 2,050,000 百万円を予定している。
- 4 平成 22 年度における債券償還金は、2,244,370 百万円を予定している。
- 5 平成 22 年度における地方公共団体の資金調達に関する支援業務として、国内外の地方債に関する調査研究事業、情報提供事業及び人材育成事業等の実施を予定している。
- 6 平成 22 年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、2,944 百万円を予定している。

③平成22年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	4,482,876
貸付金	1,933,100
債券償還金	2,244,370
事業損金	304,826
事務費	2,573
支払利息	296,214
債券発行費	5,755
元利金支払手数料	284
固定資産取得費	559
その他	22
資金収入合計	4,192,303
貸付回収金	1,595,170
地方公共団体金融機構債券	2,050,000
事業益金	543,219
公営競技納付金	2,800
雑収入	1,114
資金収支差額（資金収入－資金支出）	△290,574
前期末現金預け金等	1,188,081
期末現金預け金等	897,507

- (注) 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれておりません。
- 2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがあります。

④平成22年度予算

平成 22 年度の予算は、次のとおりである。

1. 予 算 総 則

- 1 地方公共団体金融機構債券の限度額は、2,050,000 百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第1項に掲げる債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、同項の債券の限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。
- 4 理事長は、第1項で定める地方公共団体金融機構債券の限度額（第2項の規定により限度額が増額された場合を含む。）から既に発行している債券の金額を差し引いた額を限度として、長期借入金を行うことができる。

2. 平成22年度 予定損益計算書

（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	544,106
資金運用収益	543,938
貸付金利息	542,999
有価証券利息	443
預け金利息	443
金利スワップ受入利息	53
役務取引等収益	133
その他経常収益	35
経常費用	310,211
資金調達費用	299,928
債券利息	299,485
金利スワップ支払利息	443
役務取引等費用	271
その他業務費用	5,481
営業経費	3,180
人件費	921
業務費	1,498
その他の営業経費	761
その他経常費用	1,351
地方公共団体健全化基金組入額	1,351
経常利益	233,895
特別利益	234,006
公庫債権金利変動準備金取崩額	220,000
利差補てん積立金取崩額	14,006
特別損失	453,643
金利変動準備金繰入額	220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額	233,643
当期純利益	14,258

3. 平成22年度 予定貸借対照表
(平成23年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	22,291,330	債券	18,322,722
有価証券	648,754	その他負債	18,515
現金預け金	248,754	賞与引当金	50
その他資産	18,097	役員賞与引当金	7
有形固定資産	2,929	退職給付引当金	199
無形固定資産	1,153	役員退職慰労引当金	73
		地方公共団体健全化基金	911,080
		基本地方公共団体健全化基金	904,252
		組入地方公共団体健全化基金	6,828
		特別法上の準備金等	3,883,574
		金利変動準備金	660,000
		公庫債権金利変動準備金	3,123,697
		利差補てん積立金	99,877
		負債の部合計	23,136,220
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	5,345
		一般勘定積立金	5,345
		管理勘定利益積立金	52,850
		純資産の部合計	74,797
資産の部合計	23,211,017	負債及び純資産の部合計	23,211,017

⑤収支に関する中期的な計画（平成22年度～平成24年度）

(単位：億円)

科 目	22年度計画	23年度計画	24年度計画
経常収益	5,440	5,370	5,330
経常費用	3,100	3,200	3,390
経常利益	2,340	2,170	1,940
特別損益	△2,200	△1,940	△1,640
当期純利益	140	230	290

(注) 1 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるものであります。

2 四捨五入処理のため、計において一致しないことがあります。

3【事業等のリスク】

本説明書類に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当機構が判断したものであります。

(1) 信用リスクについて

①貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、 税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、当機構全体の貸付残高は当事業年度末現在で 22 兆 302 億円となっておりますが、そのうち 0.7% 程度の 1,589 億円は、公庫時代に地方道路公社に対して行った貸付けに係るものであります。当機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しており、債権はすべて非分類となっております。

また、機構貸付残高のうち、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する地方公共団体に対するものは全体の 0.3% 程度となっております。

②市場取引に係る信用リスク

当機構は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングすることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約を締結するとともに、CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を主要取引先金融機関との間に締結しております。

(2) 市場リスクについて

①金利リスク

当機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行います。一方で貸付原資の大部分を期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。このような貸付けと資金調達の間隔の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達の間隔の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。当事業年度末の金利変動準備金は、一般勘定で 4,400 億円、管理勘定で 3 兆 1,110 億円、両勘定合計で 3 兆 5,510 億円となっております。
- ・機構発足後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク対応のより一層の充実を図るため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね 20% 以下、(2) デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 21 年度から平成 25 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行や金利スワップの活用等により、金利リスクの軽減に努めてまいります。機構が

業務を開始して、まだ、1年半しか経過しておらず、資産・負債とも、管理勘定に比して小規模ではありますが、平成21年度末のアウトライヤー比率は8.6%、デュレーションギャップは1.14年であり、管理目標の範囲内となっております。

- ・なお、公庫時代に貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べ大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり金利変動準備金として3兆1,110億円を積み立てております。また、平成20年10月以降、新たな貸付けを行わないことから期間の経過に伴い貸付資産・負債が縮小し、金利リスクは縮減していきます。

(参考) 平成21年度末現在

一般勘定	・貸付デュレーション	11.63年	・債券(資金調達)デュレーション	10.49年	・デュレーションギャップ	1.14年(前年比△1.42年)
管理勘定	・貸付デュレーション	7.21年	・債券(資金調達)デュレーション	4.58年	・デュレーションギャップ	2.63年(前年比△0.25年)
機構全体	・貸付デュレーション	7.55年	・債券(資金調達)デュレーション	4.99年	・デュレーションギャップ	2.56年(前年比△0.39年)

また、当機構は、債券発行による資金調達から地方公共団体に対する貸付けまでの期間に金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。このようなリスクに対しては、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

当機構は、債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしております。

また、当機構は、余裕金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有することにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

(3) 流動性リスク

当機構は、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)を負っております。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

(4) オペレーショナルリスク

①事務リスク

当機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。このため、当機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めております。

②システムリスク

当機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っております。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理ポリシー」、「システムリスク管理スタンダード」等を制定し、適切に運用しております。

また、当機構のシステムが、不慮の事故や災害、あるいは故障等により機能しなくなった場合、又は使用ができなくなった場合に、損害の範囲と業務への影響を極小化し、迅速かつ効率的に業務の復旧を行うため、「コンティンジェンシープラン」を策定しております。

③その他のリスク

上記リスクのほか、当機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っておりますが、これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当機構の財務諸表は、機構関係法令及び我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっての会計基準は、「第5 経理の状況 (1) 【財務諸表】」の「重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

(当事業年度の損益状況)

経常収益は5,585億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益5,583億円であります。また、経常費用は3,083億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用2,973億円であります。

この結果、経常利益は2,501億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰り入れに伴う公庫債権金利変動準備金取崩額2,200億円と、公庫時代の貸付けに係る当事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額150億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円と、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額2,563億円を特別損失として計上しております。

この結果、当事業年度の機構全体の当期純利益は88億円となっております。なお当期純利益の勘定別の内訳は、一般勘定が45億円、管理勘定が43億円となっております。

(当事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の23兆1,849億円、負債の部につきましては債券等の23兆1,243億円、純資産総額につきましては地方公共団体出資金等606億円を計上しております。

(キャッシュ・フローの状況)

当事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが55億円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローは1,093億円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローは85億円の収入となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は1,492億円となりました。

(自己査定結果)

当機構は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

また、地方公共団体に対する貸付けについては、健全化判断比率に基づく貸付残高の分類を行っております。

当事業年度末のこれらの結果は以下のとおりであります。

・平成21年度末自己査定結果

(単位：百万円)

自己査定による 債務者区分	金融再生法に基づく 開示債権	銀行法に基づく リスク管理債権
破綻先 0	破産債権及び これらに準ずる債権 0	破綻先債権 0
実質破綻先 0		延滞債権 0
破綻懸念先 0	危険債権 0	
0	要管理債権 0	3カ月以上延滞債権 貸出条件緩和債権 0
要注意先 13,646(0.06%)		
正常先 145,382(0.66%)	正常債権 22,046,881(100%)	
非区分(地方公共団体) 21,887,853(99.28%)		
総計 22,046,881	総計 22,046,881	総計 0

(注) 1. 自己査定の対象債権及び金融再生法に基づく開示債権は貸出金及び未収利息であり、リスク管理債権の対象債権は貸出金であります。(金額は平成21年度末)

2. ()内の数値は総計に対する構成比であります。

・健全化判断比率に基づく当事業年度末貸付残高の分類

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の健全化判断比率(平成20年度決算ベース)に基づき、都道府県及び市区町村に対する当事業年度末貸付残高を分類

(単位：百万円)

団体区分	団体数	割合	貸付残高	割合
財政再生基準該当団体	1	0.06%	2,112	0.01%
早期健全化基準該当団体	21	1.18%	68,340	0.32%
その他の団体	1,760	98.77%	21,173,101	99.67%
合計	1,782	100.00%	21,243,553	100.00%

(注) 1. 貸付残高の数値は、都道府県及び市区町村に対する当事業年度末貸付残高であり、一部事務組合、企業団及び公社に係る残高は含んでおりません。

なお、自己査定結果の債務者区分の非区分(地方公共団体)との相違は、自己査定結果には一部事務組合および企業団に対する貸付額並びに未収利息が含まれていることによります。

- 「財政再生基準該当団体」とは、地方公共団体の平成20年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のうち、いずれか1つ以上が財政再生基準以上の団体であります。
- 「早期健全化基準該当団体」とは、地方公共団体の平成20年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のうち、いずれか1つ以上が早期健全化基準以上の団体であります。
- 四捨五入により計が一致しないことがあります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当機構では、当事業年度において次の設備を取得いたしました。

対象	所在地	内容	取得額（百万円）
事務所	東京都千代田区	ソフトウェア等	318

また、当事業年度において除却した設備はありません。

2 【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

法人名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地	建物	動産	ソフト ウェア	合計	従業員数 (人)	
				面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)					
当機構	主たる事 務所等	東京都千代 田区ほか	事務室等 ・ 舎宅	6,167	2,403	489	55	921	3,870	81

(注) 動産には、機械器具備品、車両運搬具、リース資産を含んでおります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末において計画である重要な設備の新設、除却等は、次のとおりであります。

(1) 新設

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了年月
					総額	既支 払額			
当機構	主たる事 務所ほか	東京都千代 田区ほか	改修	ソフトウェ ア等	559	—	自己資金	—	—

(2) 除却、売却等

記載すべき重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

第4【機構の状況】

1【出資金等の状況】

当機構の資本金については、機構法第4条第1項の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とすることとされており、また、同条の第2項の規定により、必要があるときは、機構の資本金を増加することができることとされており、

当事業年度末の出資金については、次のとおりであります。

	団体数	出資金額（千円）
都道府県	47	6,400,000
市・特別区	809	9,173,200
町 村	941	1,028,900
合 計	1,797	16,602,100

(平成22年3月31日現在)

なお、同条第3項の規定により、地方公共団体以外の者は機構に出資することができないこととされており、

2【役員の状況】

(平成22年6月30日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期
理事長	—	渡邊 雄司	昭和19年 1月3日生	昭和42年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成15年1月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役副社長 平成15年10月 興和不動産株式会社代表取締役社長 平成16年9月 公営企業金融公庫総裁	(注)1
副理事長	—	福永 正通	昭和16年 8月9日生	昭和35年9月 東京都入都 平成8年7月 東京都清掃局長 平成11年5月 東京都副知事 平成17年6月 東京地下鉄株式会社代表取締役副社長	(注)2
理事	—	武居 丈二	昭和30年 12月21日生	昭和55年4月 自治省入省 平成14年7月 総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課長 平成17年4月 福岡県副知事 平成21年7月 総務省消防庁国民保護・防災部長	(注)3
理事	—	二宮 洋二	昭和26年 3月23日生	昭和50年4月 大蔵省入省 平成14年7月 神戸税関長 平成15年7月 国土交通省大臣官房審議官 平成17年6月 放送大学学園理事	(注)4
理事 (非常勤)	—	小玉 孝夫	昭和20年 1月3日生	昭和42年6月 川崎市入庁 平成16年4月 川崎市交通事業管理者(交通局長) 平成17年6月 社団法人川崎港振興協会専務理事 平成18年5月 公営企業金融公庫理事(非常勤)	(注)4
監事	—	門脇 秀一	昭和18年 9月23日生	昭和41年4月 通商産業省入省 昭和61年6月 通商産業省大臣官房情報管理課長 平成3年6月 通商産業検査所長 平成8年7月 財団法人造水促進センター専務理事	(注)4
監事 (非常勤)	—	高田 宥	昭和19年 5月26日生	昭和42年4月 株式会社三井銀行入行 平成10年6月 株式会社さくら銀行常務取締役 平成14年6月 室町商事株式会社社長 兼 室町殖産株式会社 社会長 平成19年6月 株式会社東京精密監査役	(注)5

- (注) 1. 任期は、平成 20 年 8 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までであります。
2. 任期は、平成 20 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までであります。
3. 任期は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までであります。
4. 任期は、平成 20 年 10 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までであります。
5. 任期は、平成 20 年 8 月 1 日から平成 22 年 7 月 31 日までであります。

3 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

※ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当機構は、「地方の、地方による、地方のための地方債資金共同調達機関」として設立されたことを踏まえ、地方自らが責任を持って自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを基本的な方針としております。

①機構の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ. 機構の機関の基本説明

(代表者会議)

当機構は地方公共団体が主体的に運営する組織であることから、地方公共団体の代表者からなる代表者会議が機構の最高意思決定機関として設けられております。

また、代表者会議の委員については、最大限の外部性、透明性の確保を図るため、知事、市長、町村長それぞれの代表者（3名）に加え、それと同数の地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方が選ばれております。

代表者会議は、予算・決算や事業計画など、機構の運営全般に関する重要事項について議決権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資産及び債務の状況を報告させたり、違法行為等の是正を命ずる権限を有しております。

なお、平成 22 年 6 月 1 日現在の代表者会議委員は次のとおりであります。

(地方公共団体の代表者)

伊藤祐一郎（鹿児島県知事）（議長）

森 民夫（新潟県長岡市長）

藤原 忠彦（長野県川上村長）

(外部の学識経験者)

小幡 純子（上智大学法科大学院長）

堀場 勇夫（青山学院大学教授）

森田富治郎（日本経団連副会長・第一生命保険(株)代表取締役会長）

(経営審議委員会)

地方公共団体は資金の貸し手となる機構の設立主体であり、かつ資金の借り手でもあるという点を踏まえ、透明性かつ外部性を備えた経営・責任あるガバナンスを確立するため、外部有識者による審議機関として経営審議委員会が設けられております。

経営審議委員会の委員については、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方その他の学識経験者のうちから代表者会議が任命することとされております。

経営審議委員会は、機構の業務に関するチェック機能を有し、予算・決算や事業計画など、機構の業務に関する重要事項について意見具申を行うことができるとともに、チェック機関として必要な場合に理事長から報告を求められることができるとされております。また、理事長は、経営審議委員会の意見を代表者会議に報告するとともに、これを尊重する義務があります。

なお、平成 22 年 6 月 1 日現在の経営審議委員会委員は次のとおりであります。

栗原 脩（弁護士（西村あさひ法律事務所））

桑野 和泉（由布院温泉観光協会会長・株式会社玉の湯代表取締役）

出塚 清治（公認会計士（出塚会計事務所））

西野 万里（明治大学名誉教授）

林 宜嗣（関西学院大学教授）（委員長）

若林 清造（内外情勢調査会前会長）

(会計監査人)

当機構は市場からの資金調達を行う組織であることから、市場の信認を得て低利な資金調達を可能とするためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェックが重要であります。

このような観点から、機構には、財務諸表及び決算報告書について、監事による監査のほか、代表者会議が選任する会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査が義務づけられております。

(役員)

当機構は、機構法及び定款の規定により、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事3人以内及び監事2人を置くこととされております。

理事長は、機構を代表し、その業務を総理しております。

副理事長は、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。

理事は、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。

監事は、機構の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができます。

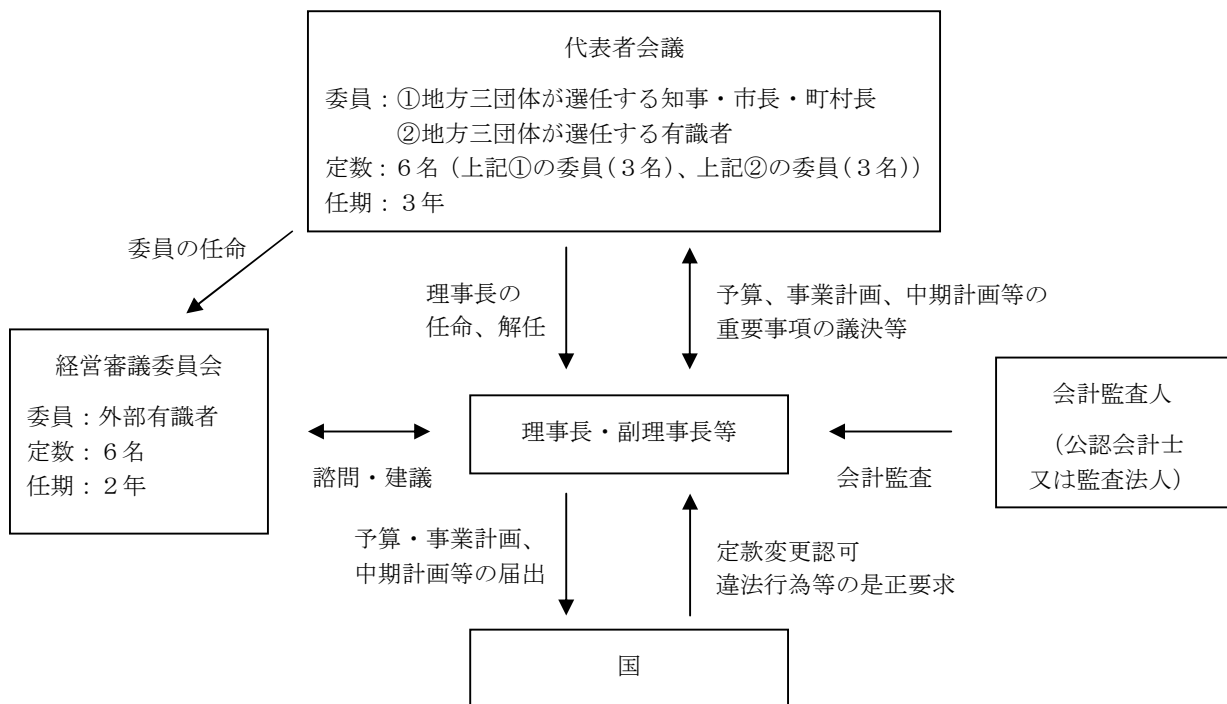
理事長及び監事は、代表者会議が任命し、副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命します。また、代表者会議又は理事長は、機構の役員が機構法第21条の欠格条項に該当するに至ったときは、これを解任しなければならないとともに、一定の事由がある場合はこれを解任することができます。

(総務大臣等の認可事項)

定款の変更については、機構法第5条第2項の規定により総務大臣の認可を受けなければならないこととされております。

ただし、機構法附則第9条第1項の規定により機構が承継する公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間は、毎事業年度、当該債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を実施するための計画（公庫債権管理計画）を作成し、総務大臣及び財務大臣の認可を受けなければならないこととされております。

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にいたしますと、以下のとおりであります。



ロ. 内部統制システムの整備の状況

当機構においては、財務諸表等の適正性を確保するため、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成 20 年総務省令第 87 号。以下「財務会計省令」という。）に基づき、財務報告に係る内部統制を構築し、適正な整備・運用に努めることとされております。また、財務会計省令に基づき、事業年度の末日を基準日として、内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表することとなっております。

当機構では、この財務報告に係る内部統制への対応を、機構の基盤強化のためのインフラ整備の一環として、機構の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行い、またその評価を実施いたします。

なお、機構として初めて作成した平成 21 年度分の内部統制報告書については、会計監査人による監査報告書において「我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」旨の監査意見（財務会計省令第 32 条第 4 項第 1 号に基づく無限定適正意見）を得ております。

ハ. 内部監査及び監事監査の状況

（内部監査）

当機構は、内部監査のための組織として、各部、各課・室から独立した立場である検査役を置いて、機構業務全体における内部管理態勢の適切性及び有効性の検証及び評価を行うことにより、業務の適正かつ効率的な運営の確保に資することを目的に内部監査を行っております。

内部監査の結果、措置が必要と認められる事項がある対象の課・室は遅滞なく必要な措置を講じることとされております。検査役は、その措置状況を盛り込んだ内部監査結果報告書を理事長に提出しております。また、検査役は、必要に応じフォローアップを実施し、その結果を理事長に報告しております。

（監事監査）

監事は、当機構が、法令等に従い、適正かつ効率的、効果的に運営されるよう、独立の機関として、機構法第 18 条の規定に基づき、機構の経営及び業務の執行全般について監査を実施いたします。

監査は、毎年度当初に監事が定めた監査計画に基づいて行うほか、監事が必要と認めた場合に臨時に行うことができます。

監事は、監査の方法及び結果を記載した監査報告書を理事長に提出するものとし、是正又は改善を要すると認められる事項に関する措置の状況等について、理事長に対し、報告を求めます。

（コンプライアンス）

当機構は、業務遂行にあたって法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すため、「法令等の遵守に関する規程」を定めております。この規程において、コンプライアンスについての基本的事項を次のように定めております。

- ・役職員は、機構の社会的責任と公共的使命を自覚するとともに、違反行為の発生が機構全体の信用の失墜を招く等、機構の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識したうえ、法令等を遵守し、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。

- ・役職員は、機構が担う業務について、適切な情報開示を行うこと等により社会からの信頼確保に努めなければならない。

また、当機構では、上記規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員として、コンプライアンスに関する規程類の制定・改廃、行動指針の作成、実行計画の策定など、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っております。

さらに、コンプライアンス実践のための具体的な行動の留意点や関係法令を記載したコンプライアンスマニュアルの逐次改訂を行って役職員へ配付するほか、コンプライアンスに関する研修の実施、研修用ビデオを購入して各部署に貸し出すなどの具体的な取り組みを行っております。

ニ. 会計監査の状況

当機構の会計監査業務を執行した公認会計士は、加藤暢一氏、岡村俊克氏、樋澤克彦氏及び荒張健氏であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員 7 年を超えておりません。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 3 名、その他 8 名であります。

②リスク管理体制の整備の状況

(統合的リスク管理とリスク管理体制)

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

当機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

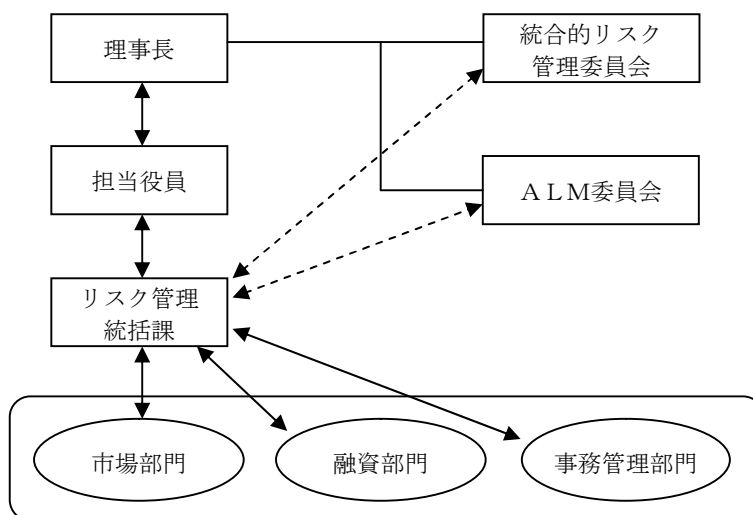
このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門から独立したリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(当機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理)

当機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと調達の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク(債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、当機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。具体的には、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、超長期債の発行、金利スワップの活用など様々な手段によって、貸付けと調達の期間の差異を縮小し、金利リスクを軽減するよう努めております。

機構のリスク管理体制



③役員報酬の内容

当事業年度における当機構の役員に対する報酬額は、91百万円であります。

(2) 監査報酬の内容等

①監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
当機構	24	—	44	—

(注) 消費税及び地方消費税を除く。

②その他重要な報酬の内容

記載すべき内容はあります。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当機構の財務諸表は、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当機構は、機構法第37条第1項の規定に基づき、当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成 21 年 3 月 31 日)		当事業年度 (平成 22 年 3 月 31 日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
貸付金	2	22,215,288	95.06	22,030,227	95.02
有価証券		874,832	3.74	984,477	4.25
現金預け金		255,591	1.10	149,264	0.65
その他資産		20,051	0.09	17,159	0.07
有形固定資産	1	3,010	0.01	2,948	0.01
無形固定資産		842	0.00	921	0.00
資産の部合計	3	23,369,616	100.00	23,184,998	100.00
(負債の部)					
債券		18,978,163	81.21	18,534,475	79.94
その他負債		19,756	0.08	17,726	0.08
賞与引当金		47	0.00	43	0.00
役員賞与引当金		7	0.00	7	0.00
退職給付引当金		202	0.00	210	0.00
役員退職慰労引当金		51	0.00	56	0.00
地方公共団体健全化基金		894,675	3.83	906,939	3.91
基本地方公共団体健全化基金		892,875	3.82	901,407	3.89
組入地方公共団体健全化基金		1,800	0.01	5,531	0.02
特別法上の準備金等	4	3,423,622	14.65	3,664,927	15.81
金利変動準備金		220,000	0.94	440,000	1.90
公庫債権金利変動準備金		3,074,728	13.16	3,111,043	13.42
利差補てん積立金		128,894	0.55	113,883	0.49
負債の部合計		23,316,529	99.77	23,124,384	99.74
(純資産の部)					
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		1,295	0.01	5,834	0.02
一般勘定積立金		1,295	0.01	5,834	0.02
評価・換算差額等		—	—	△1,340	△0.00
管理勘定利益積立金		35,190	0.15	39,517	0.17
純資産の部合計		53,087	0.23	60,613	0.26
負債及び純資産の部合計		23,369,616	100.00	23,184,998	100.00

② 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年8月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		291,330	100.00	558,528	100.00
資金運用収益		291,288		558,369	
役務取引等収益		33		140	
その他経常収益		8		18	
経常費用		160,632	55.14	308,357	55.21
資金調達費用		155,235		297,347	
役務取引等費用		134		271	
その他業務費用		2,233		4,641	
営業経費		1,203		2,365	
その他経常費用		1,826		3,731	
地方公共団体健全化基金組入額		1,800		3,731	
その他の経常費用		26		—	
経常利益		130,697	44.86	250,170	44.79
特別利益		307,872	105.68	235,010	42.08
公庫債権金利変動準備金取崩額	2	300,000		220,000	
利差補てん積立金取崩額		7,872		15,010	
特別損失		418,144	143.53	476,315	85.28
金利変動準備金繰入額		—		220,000	
公庫債権金利変動準備金繰入額		118,144		256,315	
国庫納付金	2	300,000		—	
当期純利益	1	20,425	7.01	8,866	1.59

③ 【純資産変動計算書】

		前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
出資者資本			
地方公共団体出資金			
前事業年度末残高		—	16,602
当事業年度変動額			
出資金の受入		16,602	—
当事業年度変動額合計		16,602	—
当事業年度末残高		16,602	16,602
利益剰余金			
一般勘定積立金			
前事業年度末残高		—	1,295
当事業年度変動額			
当期純利益		1,295	4,539
当事業年度変動額合計		1,295	4,539
当事業年度末残高		1,295	5,834
利益剰余金合計			
前事業年度末残高		—	1,295
当事業年度変動額			
当期純利益		1,295	4,539
当事業年度変動額合計		1,295	4,539
当事業年度末残高		1,295	5,834
出資者資本合計			
前事業年度末残高		—	17,897
当事業年度変動額			
出資金の受入		16,602	—
当期純利益		1,295	4,539
当事業年度変動額合計		17,897	4,539
当事業年度末残高		17,897	22,436
評価・換算差額等			
繰延ヘッジ損益			
前事業年度末残高		—	—
当事業年度変動額			
当期純利益		—	—
出資者資本以外の項目の事業年度中の変動額		—	△1,340
当事業年度変動額合計		—	△1,340
当事業年度末残高		—	△1,340
管理勘定利益積立金			
前事業年度末残高		—	35,190
当事業年度変動額			
公営企業金融公庫承継資産等の受入		16,060	—
当期純利益		19,129	4,326
当事業年度変動額合計		35,190	4,326
当事業年度末残高		35,190	39,517

	前事業年度 (自 平成20年 8 月 1 日 至 平成21年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月 31 日)
純資産合計		
前事業年度末残高	—	53,087
当事業年度変動額		
出資金の受入	16,602	—
公営企業金融公庫承継資産等の受入	16,060	—
当期純利益	20,425	8,866
出資者資本以外の項目の事業年度中の変動額	—	△1,340
当事業年度変動額合計	53,087	7,525
当事業年度末残高	53,087	60,613

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期純利益		20,425	8,866
減価償却費		123	294
資金運用収益		△ 291,288	△ 558,369
資金調達費用		155,235	297,347
賞与引当金の減少額		△ 5	△ 4
役員賞与引当金の増加額 (△は減少額)		6	△ 0
退職給付引当金の増加額		10	7
役員退職慰労引当金の増加額		26	5
地方公共団体健全化基金の増加額		1,800	3,731
金利変動準備金の増加額		—	220,000
公庫債権金利変動準備金の増加額		118,144	36,315
利差補てん積立金の減少額		△ 7,872	△ 15,010
貸付金の純増(△)減		243,369	185,060
債券の純増減(△)		△ 363,477	△ 447,921
資金運用による収入		289,975	557,974
資金調達による支出		△ 151,043	△ 293,491
その他		△ 40	△ 325
営業活動によるキャッシュ・フロー		15,388	△ 5,520
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の償還による収入		2,895,550	5,536,800
有価証券の取得による支出		△ 2,422,893	△ 5,645,665
有形固定資産の取得による支出		—	△ 9
無形固定資産の取得による支出		△ 20	△ 463
投資活動によるキャッシュ・フロー		472,635	△ 109,338
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
国庫納付による支出		△ 300,000	—
公営競技納付金収入		—	8,576
公営競技納付金還付支出		△ 10,479	△ 44
出資金の受入による収入		16,602	—
その他	1	△ 16,455	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 310,332	8,532
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増加額 (△は減少額)		177,692	△ 106,327
VI 現金及び現金同等物の期首残高		—	255,591
VII 資産負債承継による資金増加額		77,898	—
VIII 現金及び現金同等物の期末残高		255,591	149,264

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。	同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法によっております。	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 20年～41年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当機構利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。
4. 繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左

項目	前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
7. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券の元利償還 b ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・物価連動債券の元利償還及び変動利付債券の利払 c ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針 外貨建債券の為替変動リスク並びに物価連動債券及び変動利付債券の金利変動リスクをヘッジするため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。 特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券 b ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 c ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針 債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>
8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。	同左
9. 地方公共団体健全化基金の会計処理（※注）	機構法第46条第1項の規定に基づき地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条の2の規定による納付金を積み立てるための公営企業健全化基金を設けております。また、機構法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の	機構法第46条第1項の規定に基づき地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、機構法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用

項目	前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p> <p>なお、当事業年度は地方財政法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第398号）による改正前の地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）附則第2条第7項の規定に基づく還付を行っております。</p>	<p>益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p> <p>なお、当事業年度は地方財政法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第398号）による改正前の地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）附則第2条第7項の規定に基づく還付を行っております。</p>
10. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、機構法第38条第1項、第3項及び機構法附則第9条第8項の規定に基づき、「地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号）第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、機構法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公営企業等金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、機構法第38条第1項、第3項及び機構法附則第9条第8項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「财会省令」という。）第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、機構法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
11. 利差補てん積立金の会計処理	<p>公営企業金融公庫が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、機構法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、機構法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
12. 管理勘定利益積立金の会計処理	<p>管理勘定において生じた利益については、機構法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。</p>	同左

項目	前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
13. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

(※注) 平成 20 年度は「9. 公営企業健全化基金の会計処理」

追加情報

項目	前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1. 金融商品に関する注記	_____	<p>企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」が平成 20 年 3 月 10 日付けで改正され、改正後の同基準及び企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が、平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用されることとなり、これまで開示が行われてきた時価情報に加え、通常は市場では売買されない金融商品の時価等の開示を行うこととなっております。そのため、当機構においても、財省令第 9 条の 2 の規定に基づき、これらの情報を「金融商品に関する注記」として開示しております。</p>
2. 賃貸等不動産に関する注記	_____	<p>当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第 20 号 平成 20 年 11 月 28 日）及び「賃貸等不動産の時価開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 23 号 平成 20 年 11 月 28 日）を適用しております。</p> <p>なお、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。</p>

注記事項等

(貸借対照表関係)

項目	前事業年度 (自 平成20年8月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 有形固定資産 の減価償却累 計額	35 百万円	106 百万円
2. 貸付金	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ 月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はあり ません。また、過去における貸倒実績はありま せん。よって、貸倒引当金は計上しておりませ ん。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払 の遅延が相当期間継続していることその他の 事由により元本又は利息の取立て又は弁済の 見込みがないものとして未収利息を計上しな かった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。 以下「未収利息不計上貸付金」という。）のう ち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号） 第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる 事由又は同項第4号に規定する事由が生じて いる貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であっ て、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として利息の支払を猶予し た貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支 払が約定支払日の翌日から3月以上遅延して いる貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当 しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄そ の他の債務者に有利となる取決めを行った貸 付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延 滞債権に該当しないものであります。</p>	同左
3. 担保提供資産	機構法第40条第2項の規定に基づき、機構 の総資産を地方公営企業等金融機構債券等 18,978,163 百万円の一般担保に供しておりま す。	機構法第40条第2項の規定に基づき、機構 の総資産を地方公共団体金融機構債券等 18,534,475 百万円の一般担保に供しておりま す。
4. 特別法上の準 備金等	<p>(1) 金利変動準備金 機構法第38条第1項、第3項及び機構法 附則第9条第8項の規定に基づくものであ ります。</p> <p>(2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項及び第10項、第13条 第5項及び第7項の規定に基づくものであ ります。</p> <p>(3) 利差補てん積立金 機構法附則第9条第13項、第13条第8項、</p>	<p>(1) 金利変動準備金 同左</p> <p>(2) 公庫債権金利変動準備金 同左</p> <p>(3) 利差補てん積立金 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成20年8月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものであります。	

(損益計算書関係)

項目	前事業年度 (自 平成20年8月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年8月1日 至 平成21年3月31日)
1. 当期純利益の勘定別内訳	一般勘定 1,295百万円 管理勘定 19,129百万円	一般勘定 4,539百万円 管理勘定 4,326百万円
2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について	「平成20年度における地方公営企業等金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成21年総務・財務省令第1号。以下「国帰属省令」という。)の規定に基づき、当事業年度に300,000百万円の公庫債権金利変動準備金が国に帰属したことにより、同準備金を取り崩し、同額の国庫納付を行っております。	

(キャッシュ・フロー計算書関係)

項目	前事業年度 (自 平成20年8月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. III 財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」について	公営企業金融公庫時の政府出資金であり、承継資産等貸借対照表のその他負債に係る支出であります。	_____
2. 重要な非資金取引について	平成20年10月1日、当機構は機構法附則第9条第1項、第10条第1項及び第2項の規定に基づき、公営企業金融公庫から資産及び負債を承継しております。	_____

(金融商品関係)

※ 前事業年度においては、財務諸表における注記事項として記載しておりません。

当事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各部門から独立したリスク管理統括室を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと調達の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。具体的には、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、超長期債の発行、金利スワップの活用などさまざまな手段によって、貸付けと調達の期間の差異を縮小し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含めこれまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、旧公庫時代に行った、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングすることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約を締結するとともに、CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を主要取引先金融機関との間に締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行います。一方で貸付原資の大部分を期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達の間ギャップに伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達の期間のギャップに伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・機構発足後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク対応のより一層の充実を図るため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、（1）アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね 20%以下、（2）デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 21 年度から平成 25 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行や金利スワップの活用等により、金利リスクの軽減に努めていきます。
- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。

また、債券発行による資金調達から地方公共団体に対する貸付けまでの期間に金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプ

インリスクヘッジに取組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	22,030,227	23,213,516	1,183,288
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	984,477	984,476	△1
(3) 現金預け金	149,264	149,264	-
資産計	23,163,968	24,347,256	1,183,287
債券	18,534,475	19,056,723	522,248
負債計	18,534,475	19,056,723	522,248
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されているもの	△619	△619	-
デリバティブ取引計	△619	△619	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について

ては△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュフローに、平成22年3月31日現在の国債レートをを用いて算出した割引率を割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国庫短期証券	379,977	379,976	△1
	譲渡性預金	604,500	604,500	-
	小計	984,477	984,476	△1
	合計	984,477	984,476	△1

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契

約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・ 受取固定	債券	272,000	272,000	△619	取引先金融機関から提示された価格 によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	債券	80,000	80,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	514,900	395,400	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	60,000	-	※2	
合計			926,900	747,400	△619	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
貸付金	1,572,195	1,581,151	1,608,111	1,512,186	1,448,990	6,166,151	6,849,565	1,291,874
有価証券								
満期保有目的のもの	984,477	-	-	-	-	-	-	-
預け金	149,264	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
債券	2,244,370	2,176,130	2,030,560	2,160,070	1,908,670	6,703,240	1,122,600	209,260

(有価証券関係)

I 前事業年度末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 21 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
政府短期証券	193,958	193,954	△4	-	△4
国庫短期証券	411,873	411,865	△8	-	△8
合計	605,832	605,819	△12	-	△12

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

	金額
譲渡性預金	269,000

II 当事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 22 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	379,977	379,976	△1	-	△1
譲渡性預金	604,500	604,500	-	-	-
合計	984,477	984,476	△1	-	△1

(注) 1. 国庫短期証券の時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(デリバティブ取引関係)

項目	前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1. 取引の状況に関する事項	<p>(1) 取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップであります。</p> <p>(2) 取組方針及び利用目的 金利スワップ及び通貨スワップについては、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。 金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引は外貨建債券発行における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>①ヘッジ会計の方法 為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には、振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たす場合には、特例処理を採用しております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券の元利償還</p> <p>b ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・物価連動債券の元利償還及び変動利付債券の利払</p> <p>c ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取</p> <p>③ヘッジ方針 外貨建債券の為替変動リスク並びに物価連動債券及び変動利付債券の金利変動リスクをヘッジするため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 通貨スワップについては、ヘッジ手</p>	<p>(1) 取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約であります。</p> <p>(2) 取組方針及び利用目的 金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。 金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>①ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券</p> <p>b ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券</p> <p>c ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取</p> <p>③ヘッジ方針 債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 債券の相場変動を相殺するヘッジに</p>

項目	前事業年度 (自 平成20年 8 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
	<p>段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。</p> <p>特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容</p> <p>デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。</p> <p>ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引先の信用力を常時把握し、取引先を分散させております。</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制</p> <p>デリバティブ取引の執行管理については、取引権限を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております</p> <p>また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、カウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に役員へ報告しております。</p>	<p>おいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容</p> <p>デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。</p> <p>ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制</p> <p>デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。</p> <p>また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。</p>
2. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	当機構のデリバティブ取引には、全てヘッジ会計が適用されておりますので、注記の対象から除いております。	—

(勘定別情報関係)
当事業年度

勘定別情報 (貸借対照表関係)
(平成 22 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	1,761,614	20,268,613		22,030,227
有価証券	984,477			984,477
現金預け金	149,264			149,264
その他資産	1,290	15,869		17,159
有形固定資産	2,948			2,948
無形固定資産	921			921
一般勘定貸		841,388	△ 841,388	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	592,831		△ 592,831	
資産の部合計	3,493,347	21,125,870	△ 1,434,219	23,184,998
負債の部				
債券	1,280,894	17,253,581		18,534,475
その他負債	2,712	15,013		17,726
賞与引当金	43			43
役員賞与引当金	7			7
退職給付引当金	210			210
役員退職慰労引当金	56			56
地方公共団体健全化基金	906,939			906,939
基本地方公共団体健全化基金	901,407			901,407
組入地方公共団体健全化基金	5,531			5,531
管理勘定借	841,388		△ 841,388	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		592,831	△ 592,831	
特別法上の準備金等	440,000	3,224,927		3,664,927
金利変動準備金	440,000			440,000
公庫債権金利変動準備金		3,111,043		3,111,043
利差補てん積立金		113,883		113,883
負債の部合計	3,472,251	21,086,353	△ 1,434,219	23,124,384
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	5,834			5,834
一般勘定積立金	5,834			5,834
評価・換算差額等	△ 1,340			△ 1,340
管理勘定利益積立金		39,517		39,517
純資産の部合計	21,096	39,517		60,613
負債及び純資産の部合計	3,493,347	21,125,870	△ 1,434,219	23,184,998

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、機構法附則第 13 条第 1 項の規定に基づく機構が公営企業金融公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第 3 項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、機構法第 39 条第 1 項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、機構法附則第 13 条第 8 項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

機構法附則第 13 条第 4 項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、機構法附則第 9 条第 12 項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（損益計算書関係）
 （平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機 構
経常収益	45,802	557,786	△ 45,060	558,528
資金運用収益	20,689	537,679		558,369
役務取引等収益	140			140
その他経常収益	18	0		18
管理勘定事務受託費	975		△ 975	
地方公共団体健全化基金受取利息	23,978		△ 23,978	
一般勘定貸受取利息		1,018	△ 1,018	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		19,088	△ 19,088	
経常費用	41,263	312,155	△ 45,060	308,357
資金調達費用	13,001	284,346		297,347
役務取引等費用	9	262		271
その他業務費用	2,185	2,456		4,641
営業経費	2,229	135		2,365
その他経常費用	3,731			3,731
地方公共団体健全化基金組入額	3,731			3,731
管理勘定借支払利息	1,018		△ 1,018	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	19,088		△ 19,088	
一般勘定事務委託費		975	△ 975	
地方公共団体健全化基金支払利息		23,978	△ 23,978	
経常利益	4,539	245,631		250,170
特別利益	220,000	235,010	△ 220,000	235,010
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		15,010		15,010
特別損失	220,000	476,315	△ 220,000	476,315
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		256,315		256,315
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
当期純利益	4,539	4,326		8,866

⑤【附属明細表】

当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

1【有形固定資産等明細書】

（単位：百万円）

資産の種類	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	551	4	-	555	65	43	489
土地	2,403	-	-	2,403	-	-	2,403
その他の有形固定資産	91	5	-	96	40	27	55
有形固定資産計	3,045	9	-	3,055	106	71	2,948
無形固定資産							
ソフトウェア	910	309	-	1,219	311	223	907
その他の無形固定資産	20	13	20	13	-	-	13
無形固定資産計	931	322	20	1,233	311	223	921

2【地方公共団体金融機構債券等明細書】

（単位：百万円）

銘 柄	発行年月日	前期末 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債（国内債） 第1回～第10回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月15日 ～平成22年3月15日	-	680,402	1.2 ～1.5	10年
非政府保証公募債 第1回～第10回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月18日 ～平成22年3月18日	-	245,000	1.362 ～1.648	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第6回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～平成22年3月18日	-	195,000	2.120 ～2.266	20年
非政府保証公募債 F1回～F20回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月22日 ～平成22年3月29日	-	186,000	0.960 ～2.332	7年 ～28年
縁故債 A号第1回～第6回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月31日 ～平成22年3月23日	-	280,000	1.42 ～1.53	10年
地方公共団体金融機構債券小計	-	-	1,586,402	-	-
政府保証債（国内債） 4年第1回地方公営企業等金融機構債券	平成21年2月27日	299,827	299,872	0.7	4年
政府保証債（国内債） 第1回～第8回地方公営企業等金融機構債券	平成20年10月16日 ～平成21年5月25日	420,057	560,087	1.3 ～1.6	10年
非政府保証公募債 5年第1回地方公営企業等金融機構債券	平成21年2月24日	29,991	29,993	1.01	5年

銘 柄	発行年月日	前期末 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
非政府保証公募債 第1回～第4回地方公営企業等金融機構債券	平成20年11月25日 ～平成21年5月28日	79,952	139,957	1.59 ～1.77	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	49,940	84,943	2.07 ～2.29	20年
縁故債 A号第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年4月30日 ～平成21年5月26日	-	120,000	1.69 ～1.73	10年
地方公営企業等金融機構債券小計	-	879,769	1,234,854	-	-
政府保証債(国内債) 第775回～第886回公営企業債券	平成11年4月28日 ～平成20年6月19日	10,999,234	9,220,051 (1,666,200)	0.5 ～2.0	10年
政府保証債(国内債) 15年第1回～第5回公営企業債券	平成17年6月22日 ～平成19年7月18日	184,615	184,637	1.6 ～2.2	15年
政府保証債(外債) 第13回ユーロ・ドル ～第5回グローバル・円公営企業債券	平成11年5月7日 ～平成20年6月25日	1,125,217	1,043,458 (119,500) [3,200百万米ドル] [900百万ユーロ] [150百万英ポンド]	1.350 ～6.000	10年 ～20年
非政府保証公募債 5年第1回公営企業債券	平成20年2月29日	129,950	129,963	1.14	5年
非政府保証公募債 第1回～第30回公営企業債券	平成13年12月26日 ～平成20年6月16日	1,279,743	1,279,786	0.64 ～2.07	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第25回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,587	569,611	1.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,842	189,848	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 変動利付第1回公営企業債券	平成14年10月31日	20,000	20,000	変動	15年
非政府保証公募債 物価連動第1回～第2回公営企業債券	平成17年3月2日 ～平成17年7月19日	40,000	40,000	1.248 ～1.408	10年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	47,830	45,660 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
非政府保証公募債 変動利付(CMS型)第1回公営企業債券	平成18年9月13日	20,000	20,000	1.894	10年
縁故債 い号第52回～特別第1号第31回公営企業債券	平成11年7月30日 ～平成20年7月31日	3,492,373	2,970,200 (456,500)	0.67 ～2.18	10年
公営企業債券小計	-	18,098,393	15,713,218 (2,244,370)	-	-
合 計	-	18,978,163	18,534,475 (2,244,370)	-	-

(注) 1. 機構法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,534,475百万円の一般

担保に供しております。

2. 「政府保証債（外債）第13回ユーロ・ドル～第5回グローバル・円公営企業債券」の「当期末残高」欄の〔 〕は外貨建による金額であります。
3. 「当期末残高」欄の（内書）は1年以内償還予定の金額であります。

3【引当金明細書】

（単位：百万円）

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額 （目的使用）	当期減少額 （その他）	当期末残高
賞与引当金	47	43	47	-	43
役員賞与引当金	7	7	7	-	7
退職給付引当金	202	7	-	-	210
役員退職慰労引当金	51	5	-	-	56

4【金利変動準備金等明細書】

（単位：百万円）

区 分	前期末 残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち 繰入額等		うち 繰出額	
金利変動準備金	220,000	220,000	220,000	-		440,000
公庫債権金利変動準備金	3,074,728	256,315	256,315	220,000	220,000	3,111,043
合 計	3,294,728	476,315	476,315	220,000	220,000	3,551,043

5【地方公共団体健全化基金明細書】

（単位：百万円）

区 分	前期末残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	892,875	8,576	-	-	44	901,407
組入地方公共団体健全化基金	1,800	-	3,731	-	-	5,531
合 計	894,675	8,576	3,731	-	44	906,939

- （注）1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が機構法第46条第1項に規定する納付金の機構法第46条第2項に基づく受入額であります。
2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「その他」は、全額が地方財政法施行令の一部を改正する政令による改正前の地方財政法施行令附則第2条第7項の規定に基づく還付に係る金額であります。
3. 「組入地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「組入額」は、機構法第46条第5項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金に組み入れた額であります。

(2) 【決算報告書】

貸借対照表（平成22年3月31日現在）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額 (補 正 後)	決 算 額	差 額	備 考
貸 付 金	22,162,272	22,030,227	△ 132,045	(注1)
有 価 証 券	-	984,477	984,477	(注2)
現 金 預 け 金	939,679	149,264	△ 790,415	(注3)
そ の 他 資 産	17,106	17,159	53	
有 形 固 定 資 産	3,024	2,948	△76	
無 形 固 定 資 産	1,292	921	△ 371	
資 産 合 計	23,123,373	23,184,998	61,625	
債 券	18,486,289	18,534,475	48,186	(注4)
そ の 他 負 債	18,575	17,726	△ 849	
賞 与 引 当 金	59	43	△ 16	
役 員 賞 与 引 当 金	-	7	7	(注5)
退 職 給 付 引 当 金	270	210	△60	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	-	56	56	(注6)
地 方 公 共 団 体 健 全 化 基 金	905,506	906,939	1,433	
特 別 法 上 の 準 備 金 等	3,648,404	3,664,927	16,523	
金 利 変 動 準 備 金	440,000	440,000	-	
公 庫 債 権 金 利 変 動 準 備 金	3,094,506	3,111,043	16,537	(注7)
利 差 補 て ん 積 立 金	113,898	113,883	△ 15	
負 債 合 計	23,059,103	23,124,384	65,281	
地 方 公 共 団 体 出 資 金	16,602	16,602	-	
利 益 剰 余 金	1,903	5,834	3,931	
一 般 勘 定 積 立 金	1,903	5,834	3,931	(注8)
評 価 ・ 換 算 差 額 等	-	△1,340	△1,340	
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	-	△1,340	△1,340	(注9)
管 理 勘 定 利 益 積 立 金	45,765	39,517	△6,248	(注10)
純 資 産 合 計	64,270	60,613	△3,657	
負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,123,373	23,184,998	61,625	

(注1) 貸付額が予定を下回ったこと等による減

(注2) 予算では余裕金の運用方法が未定であることから、全額現金預け金に計上していたことによる増

(注3) 余裕金を主に短期国債及び譲渡性預金で運用したため

(注4) 債券発行額が予定を上回ったこと等による増

(注5) 予算では賞与引当金に計上したため

(注6) 予算では退職給付引当金に計上したため

(注7) 公営企業債券の借換益が予定を上回ったこと等による増

(注8) 金利スワップ受入利息が予定を上回ったこと等により積立金の計上額が増

(注9) 予算では金利スワップに係る時価評価額を計上していなかったことによる減

(注10) 公庫債権金利変動準備金繰入額が予定を上回ったこと等により積立金の計上額が減

損益計算書（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額 (補 正 後)	決 算 額	差 額	備 考
経 常 収 益	562,178	558,528	△3,650	
資 金 運 用 収 益	562,026	558,369	△3,657	
貸 付 金 利 息	558,117	553,023	△5,094	(注1)
有 価 証 券 利 息	-	1,987	1,987	(注2)
預 け 金 利 息	3,909	648	△3,261	(注2)
金利スワップ受入利息	-	2,602	2,602	(注3)
そ の 他 の 受 入 利 息	-	106	106	
役 務 取 引 等 収 益	133	140	7	
そ の 他 経 常 収 益	19	18	△1	
経 常 費 用	320,967	308,357	△12,610	
資 金 調 達 費 用	309,617	297,347	△12,270	
債 券 利 息	309,270	295,471	△13,799	(注4)
そ の 他 の 支 払 利 息	347	1,876	1,529	(注5)
役 務 取 引 等 費 用	272	271	△1	
そ の 他 業 務 費 用	4,559	4,641	82	
営 業 経 費	3,143	2,365	△778	
人 件 費	(897)	(780)	(△117)	
業 務 費	(1,531)	(943)	(△588)	
そ の 他 の 営 業 経 費	(715)	(641)	(△74)	
そ の 他 経 常 費 用	3,376	3,731	355	
地方公共団体健全化基金組入額	3,376	3,731	355	
経 常 利 益	241,211	250,170	8,959	
特 別 利 益	234,996	235,010	14	
公庫債権金利変動準備金取崩額	220,000	220,000	-	
利差補てん積立金取崩額	14,996	15,010	14	
特 別 損 失	462,047	476,315	14,268	
金利変動準備金繰入額	220,000	220,000	-	
公庫債権金利変動準備金繰入額	242,047	256,315	14,268	(注6)
当 期 純 利 益	14,160	8,866	△5,294	

(注1) 貸付額が予定を下回ったこと等による減

(注2) 予算では有価証券利息を預け金利息として計上していたこと及び余資運用益が予定を下回ったこと等による減

(注3) 金利スワップ受入利息による増

(注4) 未払債券利息が予定を下回ったこと等による減

(注5) 金利スワップ支払利息による増

(注6) 公営企業債券の借換益が予定を上回ったこと等による増

(3) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成 22 年 3 月 31 日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

①資産の部

現金預け金 銀行への預け金 149,264 百万円その他であります。

その他資産 前払費用 603 百万円、未収収益 16,389 百万円（貸付金利息 15,959 百万円その他）、その他の資産 167 百万円（差入保証金 108 百万円その他）であります。

②負債の部

その他負債 未払費用 15,798 百万円、その他の負債 1,919 百万円（未払金 827 百万円、金利スワップ負債 1,065 百万円その他）その他であります。

(4) 【その他】

該当ありません。

第 6 【機構の参考情報】

機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しております。

（アドレス：<http://www.jfm.go.jp/>）

独立監査人の監査報告書

平成22年6月11日

地方公共団体金融機構
理事長 渡邊雄司 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 暢 一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡村 俊 克 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋澤 克 彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒張 健 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書並びに決算報告書について監査を行った。この財務諸表並びに決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は理事長にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表が、機構関係法令（法、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令をいう。）及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 決算報告書が、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第29条の規定に基づく監査証明を行うため、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、理事長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、理事長が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、機構が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当機構が別途保管しております。

2. 第5【経理の状況】に掲げられている財務諸表は、独立監査人の監査を受けた財務諸表について、当機構において前事業年度の財務諸表を併せて掲げるために加工したものであります。